

第98回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

開催会場

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
当社本店（昨年と同会場となります。）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、
会場等が変更となる場合があります。
変更となった場合には、当社ホームページ
(<https://www.tohoku-epco.co.jp/>) 等
でお知らせいたします。

【株主さまへのお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
当日のご来場をお控えくださいますようお願い
申し上げます。株主総会の模様はインターネット
でご視聴いただくこともできます。

【お土産について】

ご来場の株主さまへのお土産はございません。
何卒ご理解たまわりますようお願いいたします。

目次

■ 第98回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	7
〈会社提案〉	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。） 12名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 〈株主提案〉	
第5号議案 定款一部変更の件（1）	
第6号議案 定款一部変更の件（2）	
第7号議案 定款一部変更の件（3）	
第8号議案 定款一部変更の件（4）	
第9号議案 定款一部変更の件（5）	
第10号議案 定款一部変更の件（6）	
添付書類	
■ 事業報告	35
■ 連結計算書類	63
■ 計算書類	65
■ 監査報告書	67

株 主 各 位

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東 北 電 力 株 式 会 社
取締役会長 増 子 次 郎

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、平素より格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場をお控えいただき、可能な限り同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご覧ください、**2022年6月27日（月曜日）午後5時まで**にお願いいたします。

敬 具

○当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

1. 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所	仙台市青葉区本町一丁目7番1号 当社本店 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、会場等が変更となる場合があります。変更となった場合には、当社ホームページ（ https://www.tohoku-epco.co.jp/ ）等でお知らせいたします。
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項 〈会社提案（第1号議案から第4号議案まで）〉</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）12名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件</p> <p>〈株主提案（第5号議案から第10号議案まで）〉</p> <p>第5号議案 定款一部変更の件（1） 第6号議案 定款一部変更の件（2） 第7号議案 定款一部変更の件（3） 第8号議案 定款一部変更の件（4） 第9号議案 定款一部変更の件（5） 第10号議案 定款一部変更の件（6）</p> <p>上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（7頁から34頁）に記載のとおりであります。</p>
4. 招集にあたっての その他決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

○次の事項につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/>）に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。これらの事項は、本招集ご通知の添付書類とともに、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際しての監査対象となっております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

（当社ホームページ
QRコード）



当社定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場をお控えいただき、可能な限り同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会の模様をインターネットでご視聴いただくこともできます。(ご視聴の方法は、後記「株主総会インターネット視聴の方法」をご参照ください。)

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページにてお知らせいたします。

会場における対応について

- ・受付にて検温をさせていただきます、その結果37.5℃以上の発熱がある方や体調不良と見受けられる方はご入場をお控えいただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場では、マスクのご着用とアルコール消毒液のご使用をお願いいたします。また、運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
- ・株主さまのお座席は間隔を空けて配置するため、ご用意できるお座席に限りがあります。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、短時間でを行う予定としておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

株主総会インターネット視聴の方法

1. 配信日時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時から株主総会終了まで

※株主総会終了後のご視聴はできません。

※やむを得ない事情により配信を実施できなくなる場合がございます。

2. 視聴ページへのログイン

- (1) 視聴URLをご入力いただくか、スマートフォン等で「QRコード」を読み取ってください。(QRコード)
- (視聴URL) <https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>
- ※視聴ページへは、「当社ホームページ」－「IR・会社情報」－「株主・投資家のみなさま」－「株主総会」からもアクセスが可能です。



- (2) ログイン画面で、「ログインID」と「パスワード」を入力してください。

ログインID	「 <u>0145</u> 」 + 「議決権行使書に記載の <u>株主番号</u> (ハイフン除く8桁)」
パスワード	「ご登録住所の <u>郵便番号</u> (ハイフン除く7桁)」 + 「 <u>2022</u> 」

(ご注意) 「株主番号」は議決権行使書用紙の「お願い」に記載しておりますので、当日まで大切に保管ください。

ログインID・パスワードの記載位置について

東北電力株式会社 御中 議決権行使書				行使できる議決権の数	_____ 株								
<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>												基準日現在のご所有株式数	_____ 株
<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>												お願い	_____
<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____				ログイン用QRコード	_____								
<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____				ログインID	0145-XXXX-XXXX-XXX								
<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____				株主番号(8桁)	_____								
<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____				仮パスワード	XXXXX								

※2022年3月末(基準日)以降の住所変更や、議決権行使書用紙送付先をご指定いただいている場合は、議決権行使書用紙に記載の郵便番号ではなく、基準日時点にご登録いただいていた郵便番号をご入力ください。

XXX-XXXX

〇〇市〇〇町〇-〇

電力 太郎

パスワード(郵便番号+2022)※

ログインID(0145+株主番号)

【インターネット視聴に関するご留意事項】

- ・インターネットによるご視聴は、株主総会への「出席」とは取り扱いませんので、会社法上のご質問、議決権行使、動議を行うことはできません。
- ・議決権行使は、郵送・インターネットにより招集ご通知に記載の行使期限までをお願いいたします。
- ・映像および音声を複製し利用(SNSへの投稿・配信等)することを禁止いたします。
- ・ご使用の機器やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴に係る通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- ・当日の会場映像は、株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【ログイン方法、ログインIDおよびパスワードに関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社

0120-676-808

(土日祝日等を除く平日午前9時から午後5時まで、ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで)

【インターネット視聴(視聴不具合等)に関するお問い合わせ先】

株式会社Jストリーム

0120-597-260

(6月28日(株主総会当日)の午前9時30分から株主総会終了まで)

【議決権行使のご案内】

株主総会にご出席される場合



○同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合

郵 送



○同封の議決権行使書用紙に賛否いずれかをご表示のうえ、ご送付ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時到着分まで

インターネット



○パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。



行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時まで

詳細は以下の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。



「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによって実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

ご注意事項

- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- パソコンまたはスマートフォンのインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォンの場合)

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載された「QRコード」を読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限り実施可能です。2回目以降は、右記「ログインID・仮パスワードを入力する方法」にしたがってログインしてください。

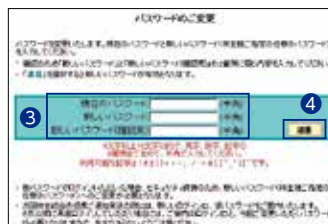
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、ログインしてください。



- 1 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 2 「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 3 仮パスワードを「現在のパスワード入力欄」に入力し、新しいパスワードを「新しいパスワード(確認用)入力欄」に入力
- 4 「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時から午後9時まで)

＜議決権電子行使プラットフォームについて＞

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案〉

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案（会社提案） 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当につきましては、安定的な配当を行うことを基本に、当年度の業績や中長期的な収支見通しなどを総合的に勘案し決定することを基本的な方針としております。

当年度の業績につきましては、燃料価格の高騰による燃料費調整制度のタイムラグや、卸電力取引市場の価格上昇による影響に加え、本年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により被災した火力発電所の復旧費用などを特別損失に計上したこと、さらに繰延税金資産の一部を取崩したことなどから大幅な損失となりました。

これらを総合的に勘案し、2021年度の期末配当金につきましては、1株につき15円といたしたいと存じます。なお、中間配当金とあわせた当年度の年間配当金は、1株につき35円となります。

今後とも、経営環境は厳しい状況が続きますが、被災した火力発電所の早期復旧に全力で取り組むとともに、販売の収益性向上や需給最適化に加え、経営全般にわたるコスト削減を進めることで収支改善を図り、悪化した財務体質の回復に努めてまいりますので、株主のみなさまのご理解をたまわりますようお願い申し上げます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額 7,512,442,110円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案（会社提案）定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供）</u> 第14条 当社は、法令に定めるところにより、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、インターネットを使用する方法で開示することをもって、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令に定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p>
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 第98回定時株主総会の決議による変更前の定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供）の削除及び同定時株主総会の決議による変更後の定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第98回定時株主総会の決議による変更前の定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案（会社提案） 取締役（監査等委員であるものを除く。）12名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	再任	男性	当社の役職等	取締役会への出席状況
1	増子 次郎	再任	男性	取締役会長	11 / 11 ^回 (100%)
2	樋口 康二郎	再任	男性	取締役社長 社長執行役員	11 / 11 ^回 (100%)
3	阿部 俊徳	再任	男性	取締役副社長 副社長執行役員	11 / 11 ^回 (100%)
4	石山 一弘	再任	男性	取締役副社長 副社長執行役員	9 / 9 ^回 (100%)
5	高野 広充	再任	男性	取締役副社長 副社長執行役員	9 / 9 ^回 (100%)
6	加藤 功	再任	男性	取締役常務執行役員	9 / 9 ^回 (100%)
7	大野 貞彦	新任	男性	常務執行役員	—
8	砂子田 智	新任	男性	常務執行役員	—
9	上條 努	再任	男性	独立社外取締役候補者	11 / 11 ^回 (100%)
10	川野邊 修	再任	男性	独立社外取締役候補者	11 / 11 ^回 (100%)
11	永井 幹人	再任	男性	独立社外取締役候補者	8 / 9 ^回 (89%)
12	植原 恵子	新任	女性	独立社外取締役候補者	—

- (注) 1. 各候補者の当社の役職等は、本定時株主総会時のものです。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 候補者石山一弘、同高野広充、同加藤功、同永井幹人の取締役会への出席状況は、2021年6月25日以降に開催された取締役会を対象としております。
 4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、候補者上條努、同川野邊修、同永井幹人との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。候補者上條努、同川野邊修、同永井幹人の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、候補者植原恵子の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定により、取締役との間に補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。各再任候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、各新任候補者の選任についてご承認いただいた場合には、当社は各氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間に、取締役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、各候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は2022年7月に同契約を更新する予定です。

候補者番号 1	ますこ じろう 増子 次郎	1955年7月7日生	所有する当社の株式数 17,400株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	-------------------------	------------	-----------------------	---



再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 東北電力株式会社入社
 2011年6月 同社執行役員青森支店長
 2014年6月 同社執行役員 火力原子力本部原子力部長
 2015年6月 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長 火力原子力本部原子力部長
 2016年6月 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
 2018年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者
 2021年4月 同社取締役会長（現在にいたる）

【重要な兼職の状況】

一般社団法人東北経済連合会会長（2022年6月7日就任予定）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、原子力部門を中心とした業務経験を有し、執行役員青森支店長や執行役員原子力部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2015年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役副社長 副社長執行役員を、また2021年4月から取締役会長を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2	ひぐち こうじろう 樋口 康二郎	1957年10月26日生	所有する当社の株式数 11,200株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	----------------------------	--------------	-----------------------	---



再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 東北電力株式会社入社
 2011年6月 同社原町火力発電所長
 2013年6月 同社執行役員 火力原子力本部火力部長
 2016年6月 同社常務取締役 火力原子力本部副本部長
 2018年4月 同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー一長代理
 原子力本部副本部長
 2019年6月 同社取締役副社長 副社長執行役員 CSR担当 コンプライアンス推進担当
 原子力本部長代理
 2020年4月 同社取締役社長 社長執行役員（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、火力部門を中心とした業務経験を有し、原町火力発電所長や執行役員火力部長を務めるなど、業務全般に精通しております。2016年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役 常務執行役員を、2019年6月から取締役副社長 副社長執行役員を、また2020年4月から取締役社長 社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3	あべ としのり 阿部 俊徳	1957年10月28日生	所有する当社の株式数 15,200株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
-------------------	-------------------------	--------------	-----------------------	---



再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 東北電力株式会社入社
 2011年6月 同社人財部長
 2014年6月 同社執行役員東京支社長
 2017年6月 同社常務取締役 お客さま本部長
 2018年4月 同社取締役 常務執行役員 発電・販売カンパニー長
 2021年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 発電・販売カンパニー長
 2022年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 コンプライアンス推進担当 危機管理担当
 (現在にいたる)

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ユアテック取締役 (2022年6月24日就任予定)

【取締役候補者とした理由】

入社以来、人財部門を中心とした業務経験を有し、人財部長や執行役員東京支社長を務めるなど、業務全般に精通しております。2017年6月から常務取締役を、2018年4月から取締役常務執行役員を、また2021年4月から取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 4	いしやま かずひろ 石山 一弘	1960年6月7日生	所有する当社の株式数 5,900株	取締役会への出席状況 9 / 9 ^回 (100%)
-------------------	---------------------------	------------	----------------------	---



再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 東北電力株式会社入社
 2016年6月 同社環境部長
 2018年4月 同社企画部長
 2018年6月 同社執行役員企画部長
 2019年6月 同社常務執行役員 企画部長
 2020年7月 同社常務執行役員 コーポレート担当 グループ戦略部門長
 2021年6月 同社取締役 常務執行役員 コーポレート担当 グループ戦略部門長
 2022年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 コーポレート担当 IR担当
 サステナビリティ担当 (現在にいたる)

【取締役候補者とした理由】

入社以来、企画部門を中心とした業務経験を有し、執行役員企画部長や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2021年6月から取締役常務執行役員を、また2022年4月から取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

たかの ひろみつ
高野 広充

1960年5月4日生

所有する当社の株式数
10,300株取締役会への出席状況
9/9^回 (100%)

再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 東北電力株式会社入社
 2015年6月 同社総務部長
 2017年7月 同社ビジネスサポート本部総務部長
 兼電力ネットワーク本部ネットワーク総務部長
 2018年4月 同社ビジネスサポート本部総務部長兼送配電カンパニーネットワーク総務部長
 2018年6月 同社上席執行役員新潟支店長
 2020年4月 同社常務執行役員 発電・販売カンパニー副カンパニー長 原子力本部副本部長
 2021年4月 同社常務執行役員 原子力本部長代理 発電・販売カンパニー副カンパニー長
 2021年6月 同社取締役 常務執行役員 原子力本部長代理
 発電・販売カンパニー副カンパニー長
 2022年4月 同社取締役副社長 副社長執行役員 原子力立地担当（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、総務部門を中心とした業務経験を有し、総務部長、上席執行役員新潟支店長、常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2021年6月から取締役 常務執行役員を、また2022年4月から取締役副社長 副社長執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

かとう いさお
加藤 功

1959年5月26日生

所有する当社の株式数
4,000株取締役会への出席状況
9/9^回 (100%)

再任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 東北電力株式会社入社
 2016年6月 同社執行役員火力原子力本部原子力部長
 2018年4月 同社常務執行役員 原子力本部副本部長 原子力本部原子力部長
 2018年6月 同社常務執行役員 原子力本部副本部長
 2021年4月 同社常務執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者
 2021年6月 同社取締役 常務執行役員 原子力本部長 QMS管理責任者（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、原子力部門を中心とした業務経験を有し、執行役員原子力部長や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。2021年6月から取締役 常務執行役員を務め、当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 7	おおの さだひろ 大野 貞彦	1961年1月17日生	所有する当社の株式数 7,500株	取締役会への出席状況 —
-------------------	--------------------------	-------------	----------------------	-----------------



新任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 東北電力株式会社入社
 2017年6月 同社執行役員火力原子力本部火力部長
 2018年4月 同社執行役員発電・販売カンパニー火力部長
 2019年6月 同社常務執行役員 発電・販売カンパニー副カンパニー長 原子力本部副本部長
 2022年4月 同社常務執行役員 発電カンパニー長 原子力本部副本部長（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、火力部門を中心とした業務経験を有し、執行役員火力部長や常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号 8	いさごだ さとし 砂子田 智	1961年6月19日生	所有する当社の株式数 6,700株	取締役会への出席状況 —
-------------------	--------------------------	-------------	----------------------	-----------------



新任

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 東北電力株式会社入社
 2016年6月 同社執行役員人財部長
 2017年6月 同社執行役員岩手支店長
 2019年6月 同社常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長 原子力本部副本部長
 2022年4月 同社常務執行役員 ビジネスサポート本部長 原子力本部副本部長（現在にいたる）

【取締役候補者とした理由】

入社以来、経営管理部門を中心とした業務経験を有し、執行役員人財部長、執行役員岩手支店長、常務執行役員を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、取締役候補者としたしました。



再任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2011年3月 サッポロホールディングス株式会社代表取締役社長兼グループCEO
- 2011年3月 サッポロ飲料株式会社（現ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社）
代表取締役社長
- 2012年3月 同社代表取締役社長退任
- 2017年1月 サッポロホールディングス株式会社代表取締役会長
- 2017年6月 田辺三菱製菓株式会社社外取締役
- 2017年6月 株式会社帝国ホテル社外取締役（現在にいたる）
- 2018年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）
- 2019年3月 サッポロホールディングス株式会社取締役会長
- 2020年3月 同社特別顧問（現在にいたる）
- 2020年6月 田辺三菱製菓株式会社社外取締役退任
- 2021年6月 株式会社オカムラ社外取締役（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

- 株式会社帝国ホテル社外取締役
- 株式会社オカムラ社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

上條氏は、サッポロホールディングス株式会社の代表取締役会長などを歴任し、飲料や食品等を製造・販売する企業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、国内外の大型M&A・業務提携やグローバルな事業展開等を主導した企業経営者としての豊富な経験等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者上條努は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 候補者上條努は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

候補者番号 10	かわのべ 川野邊	おさむ 修	1954年6月6日生	所有する当社の株式数 2,200株	取締役会への出席状況 11 / 11 ^回 (100%)
--------------------	--------------------	-----------------	------------	----------------------	---



再任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2014年6月 東日本旅客鉄道株式会社常務取締役鉄道事業本部長
- 2016年6月 同社代表取締役副社長社長補佐（全般）、鉄道事業本部長
- 2019年6月 同社代表取締役副社長退任
- 2019年6月 JR東日本メカトロニクス株式会社代表取締役社長（現在にいたる）
- 2020年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

JR東日本メカトロニクス株式会社代表取締役社長

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

川野邊氏は、JR東日本メカトロニクス株式会社の代表取締役社長であり、また、東日本旅客鉄道株式会社の代表取締役副社長などを歴任し、公益事業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、鉄道関連事業をベースとしつつ事業の多角化を主導する企業経営者としての豊富な経験等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者川野邊修は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者川野邊修が2019年6月まで代表取締役副社長を務めていた東日本旅客鉄道株式会社との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の1%未満、同社の連結売上高の2%未満であります。
- また、当社は、同氏が代表取締役社長を務めるJR東日本メカトロニクス株式会社との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の売上高の0.1%未満であります。
3. 候補者川野邊修は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。



再任

男性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）取締役副頭取
- 2013年4月 同社理事
- 2013年4月 同社理事退任
- 2013年5月 新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）副社長執行役員
- 2013年6月 同社取締役副社長
- 2014年6月 同社代表取締役社長
- 2019年4月 日鉄興和不動産株式会社取締役相談役
- 2019年6月 同社相談役
- 2019年6月 株式会社岡三証券グループ社外取締役監査等委員（現在にいたる）
- 2020年6月 日本水産株式会社社外取締役（現在にいたる）
- 2021年6月 日鉄興和不動産株式会社相談役退任
- 2021年6月 東北電力株式会社取締役（現在にいたる）
- 2021年8月 株式会社オオバ社外取締役（現在にいたる）

【重要な兼職の状況】

- 株式会社岡三証券グループ社外取締役監査等委員
- 日本水産株式会社社外取締役
- 株式会社オオバ社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

永井氏は、新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）の代表取締役社長として不動産事業の経営に携わり、また、株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）の取締役副頭取などを歴任し、銀行業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験および金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

- (注) 1. 候補者永井幹人は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者永井幹人が2013年3月まで取締役副頭取、同年4月まで理事を務めていた株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の連結経常収益の0.1%未満であります。また、当社は、同社との間に資金借入の取引がありますが、その借入額は、当社の連結総資産の4%未満であります。
3. 当社は、候補者永井幹人が2019年3月まで代表取締役社長、2021年6月まで相談役を務めていた新日鉄興和不動産株式会社（現日鉄興和不動産株式会社）との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社および同社の連結売上高の0.1%未満であります。
4. 候補者永井幹人は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。

候補者番号 12	うえはら けいこ 植原 恵子	1960年1月7日生	所有する当社の株式数 0株	取締役会への出席状況 —
--------------------	--------------------------	------------	------------------	-----------------



新任

女性

独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年4月 株式会社大和証券グループ本社執行役
 2011年3月 同社執行役退任
 2011年4月 株式会社大和証券ビジネスセンター専務取締役
 2018年6月 丸三証券株式会社社外取締役（現在にいたる）
 2020年3月 株式会社大和証券ビジネスセンター専務取締役退任
 【重要な兼職の状況】
 丸三証券株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

植原氏は、株式会社大和証券ビジネスセンターの専務取締役としてバックオフィス事業の経営に携わり、また、株式会社大和証券グループ本社の執行役などを歴任するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見を当社経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といいたしました。

同氏は、企業経営者としての豊富な経験および金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。

(注) 候補者植原恵子は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。

《監査等委員会の意見》

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等について、別途定める当社の取締役候補者の指名の方針・手続、取締役報酬決定の方針・手続等を踏まえ、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会での審議・検討プロセス等を中心に検討を行いました。

その結果、監査等委員会としては、監査等委員でない取締役の選任等および報酬等のいずれについても、特段指摘すべき事項はありませんでした。

第4号議案（会社提案） 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役加藤公樹氏および同小林一生氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

各候補者の選定にあたっては、客観性・適時性・透明性を確保する観点から、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議しております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社の役職等	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	ふじくら かつあき 藤倉 勝明 新任 男性	上席執行役員	—	—
2	こばやし かずお 小林 一生 再任 男性 独立社外取締役候補者	社外取締役 監査等委員	11 / 11 ^① (100%)	13 / 13 ^② (100%)

- (注) 1. 各候補者の当社の役職等は、本定時株主総会時のものです。
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、候補者小林一生との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。候補者小林一生の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、候補者藤倉勝明の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
 4. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定により、監査等委員である取締役との間に補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が補填することとしております。候補者小林一生の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定です。また、候補者藤倉勝明の選任についてご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間に、監査等委員である取締役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者の選任についてご承認いただいた場合には、各候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は2022年7月に同契約を更新する予定です。

(ご参考)

第4号議案が原案のとおり承認可決されまると、監査等委員会の構成は次のとおりとなります。

氏名	当社の役職等
ふじくら かつあき 藤倉 勝明 新任 男性	取締役 監査等委員
みやほら いくこ 宮原 育子 現任 女性 独立社外取締役	社外取締役 監査等委員
こばやし かずお 小林 一生 再任 男性 独立社外取締役	社外取締役 監査等委員
いで あきこ 井手 明子 現任 女性 独立社外取締役	社外取締役 監査等委員

候補者番号 1	ふじくら 藤倉 かつあき 勝明	1958年12月9日生	所有する当社の株式数 4,800株	取締役会への出席状況 — 監査等委員会への出席状況 —
-------------------	--	-------------	----------------------	--------------------------------------



新任
男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年4月 東北電力株式会社入社
- 2015年6月 同社執行役員火力原子力本部燃料部長
- 2018年4月 同社執行役員発電・販売カンパニー燃料部長
- 2018年6月 同社執行役員待遇監査等特命役員
- 2020年4月 同社上席執行役員新潟支店長
- 2022年4月 同社上席執行役員（現在にいたる）

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

入社以来、燃料部門を中心とした業務経験を有し、執行役員燃料部長、執行役員待遇監査等特命役員、上席執行役員新潟支店長を務めるなど、業務全般に精通しております。当社における豊富な業務経験と電気事業の経営全般に関する知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者となりました。

1955年12月8日生

所有する当社の株式数
0株取締役会への出席状況
11 / 11^① (100%)
監査等委員会への出席状況
13 / 13^① (100%)再任
男性独立社外
取締役候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2012年3月 日本生命保険相互会社取締役専務執行役員
- 2015年6月 株式会社百十四銀行社外監査役
- 2016年3月 日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員
- 2017年6月 株式会社百十四銀行社外取締役 監査等委員
- 2019年3月 日本生命保険相互会社取締役審議役（監査部）
- 2019年6月 株式会社百十四銀行社外取締役 監査等委員退任
- 2019年6月 ニッセイ情報テクノロジー株式会社監査役（非常勤）（現在にいたる）
- 2019年6月 はなさく生命保険株式会社監査役（非常勤）（現在にいたる）
- 2019年6月 ニッセイアセットマネジメント株式会社監査役（非常勤）（現在にいたる）
- 2019年7月 日本生命保険相互会社常任監査役（常勤）（現在にいたる）
- 2020年6月 東北電力株式会社取締役 監査等委員（現在にいたる）

〔重要な兼職の状況〕

日本生命保険相互会社常任監査役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

小林氏は、日本生命保険相互会社の常任監査役であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているほか、同社の代表取締役副社長執行役員などを歴任し、生命保険業の経営に携わってきた経験を有するなど、これまでの経歴や実績等から、豊富な経験や卓越した識見をもって、客観的・中立的な監査・監督にあたっていただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

同氏は、財務および会計に関する知見や金融に関する識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監査・監督することを期待されております。

- (注) 1. 候補者小林一生は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
2. 当社は、候補者小林一生が2019年3月まで代表取締役副社長を務め、現在は常任監査役（常勤）を務める日本生命保険相互会社との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の連結保険料等収入の0.1%未満であります。また、当社は、同社との間に資金借入の取引がありますが、その借入額は、当社の連結総資産の3%未満であります。
3. 候補者小林一生は、公認内部監査人および公認情報システム監査人の資格を有しております。
4. 候補者小林一生は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終了の時をもって2年であります。

《第3号議案および第4号議案に関するご参考事項》

1. 取締役候補者指名の方針

- ・取締役候補者の選定に当たり、構成員の過半数を独立社外取締役とし、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において審議し、客観性・適時性・透明性を確保する。
 - ・社内取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそう next』」の実現に向けて、
 - ・先見的ビジョンや創造的ビジネスモデルを構想し、組織を牽引する「構想力」
 - ・知識・経験やプリンシプルに基づき、自らの責任のもと意思決定を行う「決断力」
 - ・社内外の叡智と資源を結集させ積極果敢に挑戦し、粘り強く目標を達成する「完遂力」
 - ・鋭い感覚でビジネスチャンスを発掘するとともに、リスクの兆候を見逃さない「感知力」
 - ・高い道德観と公益事業を担う強い使命感を併せ持つ「高潔性」
- を有する者で、専門性が高く幅広い業務領域を有するという電気事業の特性等を踏まえた技術的な専門性や豊富な業務経験、電気事業の経営全般に関する知見、ならびに新たな事業分野に関する知見など、専門分野等のバランスを考慮して、各分野に精通した者の中から選定する。
- ・社外取締役候補者（監査等委員である取締役候補者を除く。）は、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図ることができるかどうかを重視して選定する。
 - ・監査等委員である取締役候補者は、経験や識見を活かし監査等委員としての職務を適正に遂行し、取締役の職務執行の監査・監督ができるかどうかを重視して選定する。このほか、監査等委員である社外取締役候補者は、客観的かつ中立的な監査・監督ができるかどうかも重視して選定する。
 - ・社外取締役候補者の独立性の有無は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らし、判断する。

2. 社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性について、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の基準に準拠し、以下の要件により独立性を判断する。社外取締役の選任に当たっては、当社の経営理念や社会的な責務を理解するとともに、社外取締役としての役割・責務を十分認識し、企業経営などに基づく実践的な経験と社会・経済動向等に関する高い識見を基に、取締役会での適切な意思決定および経営監督の実現を図れるかどうかを重視する。また、監査等委員である社外取締役の選任に当たっては監査等委員である取締役としての役割・責務を十分認識し、豊富な経験や卓越した識見をもって客観的・中立的な監査・監督を実施できるかどうかを重視する。

【当社における社外取締役の独立性判断要件】

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外取締役とする。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④最近において、①から③までのいずれかに該当していた者
- ⑤次のaからdまでのいずれかに該当する者（重要でない者を除く。）の近親者
 - a. 上記①から④までのいずれかに該当する者
 - b. 当社の子会社の業務執行者
 - c. 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - d. 最近において上記b, cまたは当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立社外取締役として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

3. 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	性別	特に期待する分野※1						
			企業経営	テクノロジー ※2	財務・会計	法務・ リスク管理	事業開発・ マーケティング	ソーシャル コミュニケーション ※3	人事・ 人財開発
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	増子 次郎	男性	●	●				●	
	樋口 康二郎	男性	●	●		●			
	阿部 俊徳	男性	●				●		●
	石山 一弘	男性		●	●	●			
	高野 広充	男性				●		●	
	加藤 功	男性		●				●	
	大野 貞彦	男性		●				●	
	砂子田 智	男性			●		●		●
	上條 努	男性	●			●	●		
	川野邊 修	男性	●	●		●			
	永井 幹人	男性	●		●	●			
植原 恵子	女性			●			●	●	
監査等委員である 取締役	藤倉 勝明	男性				●		●	
	宮原 育子	女性					●	●	●
	小林 一生	男性	●		●		●		
	井手 明子	女性	●				●	●	

※1.上記一覧表は、各取締役が有するスキルの中から特に期待する分野を最大3つまで記載したものであり、各人の有するすべての専門性や経験を表すものではありません。

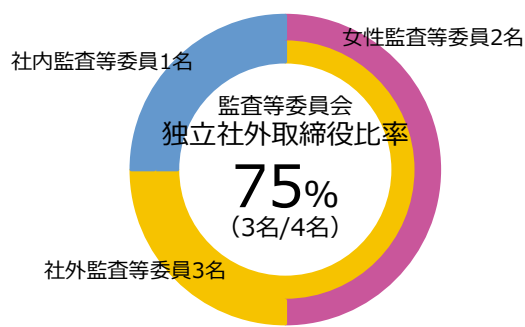
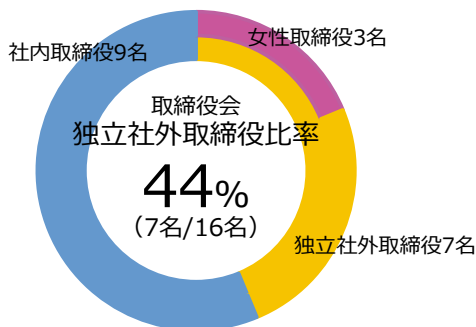
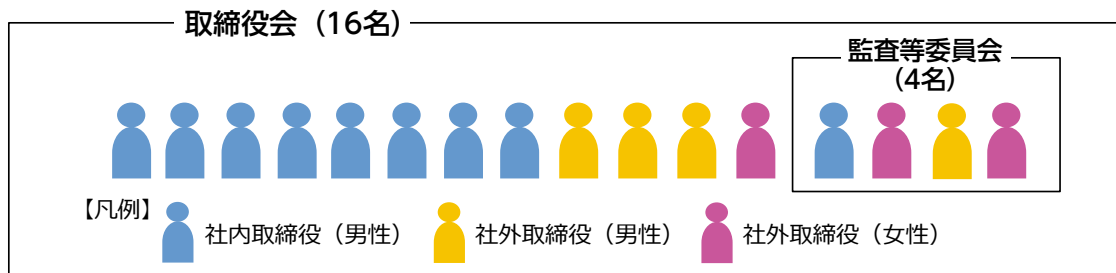
※2.「テクノロジー」は、電力や機械等の技術全般に関するスキルを表しており、**カーボンニュートラル達成に向けた環境に関するスキルも含んでおります。**

※3.「ソーシャルコミュニケーション」は、地域をはじめとするステークホルダーとのコミュニケーションに係るスキルを表しております。

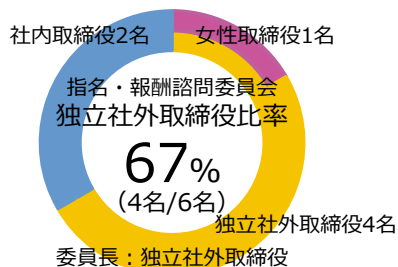
4. コーポレートガバナンス体制

当社は、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題の一つであるとの認識に立ち、ステークホルダーの期待に応えていくため、経営の機動性、健全性、透明性を高めるなど、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを進めていきます。

■取締役会の構成（本総会において取締役選任議案が可決された場合）



【2022年4月現在の指名・報酬諮問委員会】



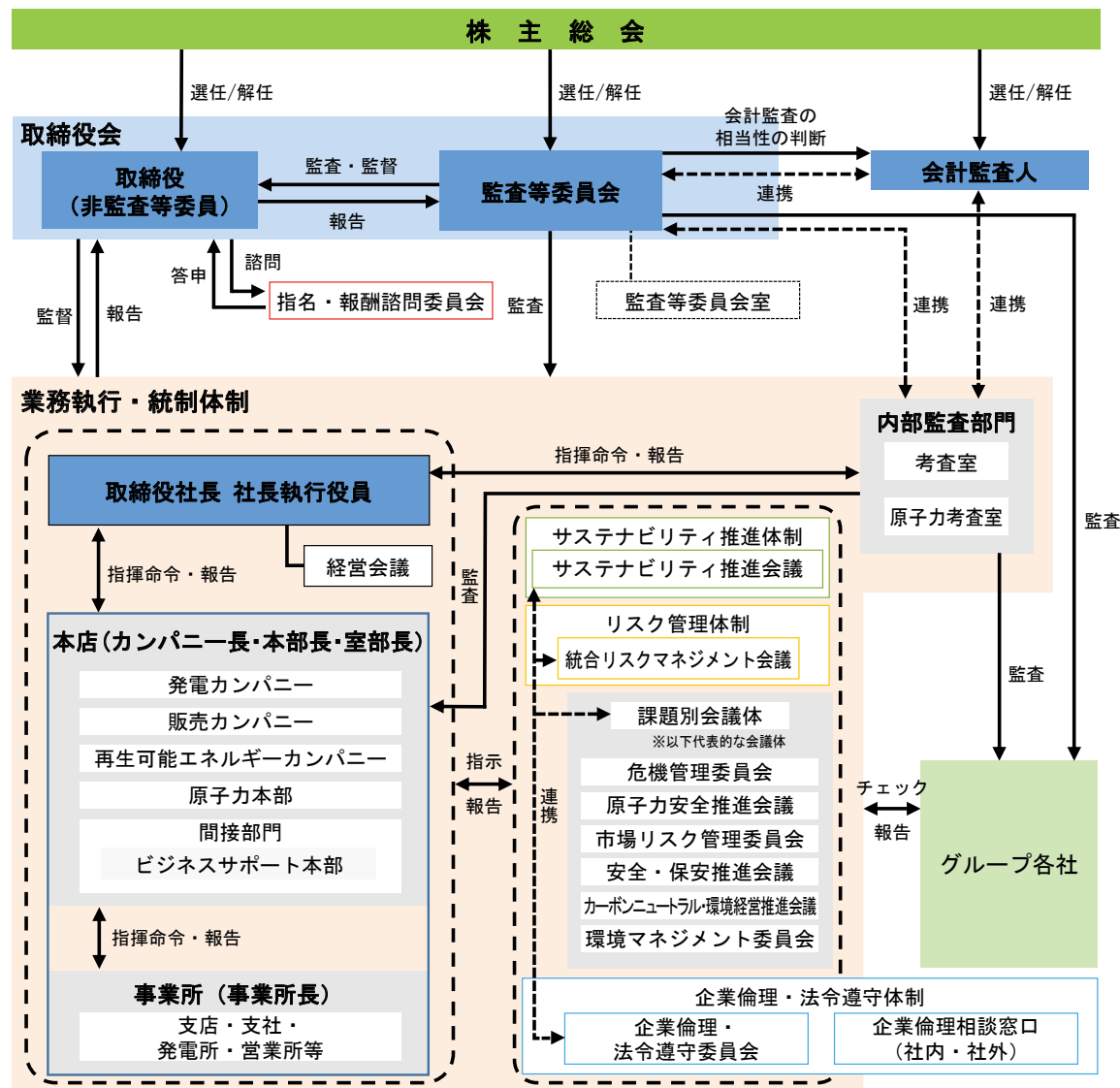
当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページにて開示しておりますので、ご参照ください。

- コーポレートガバナンス基本方針
- コーポレートガバナンスに関する報告書 等

URL: <https://www.tohoku-epco.co.jp/ir/policy/governance/>



■コーポレートガバナンス体制図



〈株主提案〉

第5号議案から第10号議案までは、株主提案によるものであります。なお、提案株主（211名）の議決権の数は、2,534個であります。

第5号議案（株主提案） 定款一部変更の件（1）

○議案内容

第1章 総則に以下の条項を追加する。

（脱原発会社宣言）

第6条 当社は、東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被災を受けた東北圏を供給区域とする電力会社であることを重く受け止め、「脱原発会社宣言」を行い、原子力発電に依存しない電力供給体制の確立を目指す。

（上記第6条の新設に伴い、現行定款の第6条以下をそれぞれ1条ずつ繰り下げる。）

○提案の理由

ロシア軍によるウクライナの原発の占拠は、人類史上初めて、有事には原発が直接の攻撃対象になり得ることを全世界に突きつけました。原発の存在それ自体が自ら自国に設置した「動かぬ核兵器」となり得る可能性を白日の下にさらしたのです。

これを受けて、原子力規制委員会の更田委員長は、我が国の原発の安全対策は武力攻撃を想定していないことを指摘し、はっきりと「守りようがない」と述べました。

当社は「地域社会との共栄」を経営理念とし、「安全の確保、環境への配慮、企業倫理・法令遵守を基盤に（中略）サステナビリティを推進していきます」と謳っています。ウクライナの事態を通じて、原発の存在は「安全・環境・企業倫理」と決して相容れず、当社の企業理念とは真逆の「地域社会の滅亡」さえもたらす可能性をはらむことが明白になりました。

この議案は第94回総会（2018年度）に提案した議案と同じ内容ですが、以上の理由により、当社にとって今こそ必要な議案であると考え、再度提案します。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しいわが国においては、原子力発電は、安全確保を最優先に、安定供給、経済効率性、環境適合の観点から重要な電源であり、将来にわたって一定規模を確保していく必要があります。国が策定したエネルギー基本計画においても、原子力発電は、「長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄

与する重要なベースロード電源」と位置付けられております。

当社といたしましては、特定の電源や燃料源に過度に依存することなく、原子力発電を引き続き活用しながら、バランスのとれた電源構成を実現し、安定供給を果たしてまいりたいと考えております。

また、当社は「東北電力グループ“カーボンニュートラルチャレンジ2050”」のもと、再生可能エネルギーと原子力発電の最大限活用、火力電源の脱炭素化および電化とスマート社会の実現を通じて、サステナビリティを推進してまいります。

今後とも、新規規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

なお、原子力発電所に対する軍事攻撃のリスクに対しては、わが国の外交上・防衛上の観点から対処されるものであると認識しております。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第6号議案（株主提案） 定款一部変更の件（2）

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力発電所再稼働に先立つ特定重大事故等対処施設の設置

第40条 当社は、特定重大事故等対処施設（以下、特重施設）の設置が完了するまでは、原子力発電所の再稼働を行わない。

○提案の理由

日本国内の原発は、航空機衝突やテロリスト侵入などに対処するため、2013年に施行された新規規制基準で特重施設の設置が義務付けられています。本施設は、工事計画認可から5年以内、すなわち、女川原発2号機の場合、2026年12月22日までの設置が求められます。同原発の再稼働予定は2024年2月のため、最悪2026年12月までの2年10か月間、特重施設がないまま稼働することになります。

本年3月4日、ロシア軍がウクライナのザポリージャ原発を攻撃したことを受け、福井県杉本知事は3月8日に岸防衛相を訪問し、迎撃態勢や自衛隊の配備を求める要望書を提出しています。

現在の世界情勢に鑑みれば、原発の存在は脅威以外の何ものでもありません。ましてや、特重施設の設置無しの再稼働は論外です。

立地自治体住民等に安心を与えるよう、当社は自主的に、特重施設の設置が完了するまで原子力発電所の再稼働を行わないこととします。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

国の新規制基準においては、重大事故の発生防止対策に加え、大規模な自然災害等により、万一、原子力発電所が大規模に損壊するような事故が起きた場合の対策が求められており、これらの対策については、可搬設備も含めて、必要な機能はすべて再稼働前に整備いたします。

そのうえで、特定重大事故等対処施設については、意図的な航空機衝突などにより、炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合または発生した場合に備えて、原子力発電所の信頼性をさらに向上させるためのバックアップ施設として設置するものであり、原子炉など本体施設の設置等に関わる工事計画認可から5年以内に設置する必要があります。

当社は、女川原子力発電所第2号機の特定重大事故等対処施設について、2022年1月に原子力規制委員会に対して原子炉設置変更許可申請を行っており、2026年12月までの完成に向けて、引き続き、適切に審査に対応するとともに、その後の工事についても着実に進めてまいります。

また、当社といたしましては、今後とも、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めていくとともに、地域のみなさまからのご理解を得ながら、早期の再稼働を目指してまいります。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第7号議案（株主提案） 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 原子力損害賠償保険、原子力財産保険への加入

第41条 当社は、原子力事故の責任を経済的に担保するため、すべての原子力設備で、22兆円以上の新たな原子力損害賠償保険と原子力財産保険に加入する。

- 2 放射性物質拡散を伴う原子力事故が発生した場合は、金融機関、株主等の利害関係者に対する債務よりも、被害者への損害賠償を優先しなければならない。
- 3 前項2の事故が発生した場合は、取締役並びに旧取締役個人にも被害者に対する損害賠償への協力を要請する。
- 4 前項2の事故を起こした原子力設備の製造者に対しては、事故処理への無償の協力を要請する。
- 5 前項1の保険に加入できない場合は、すべての原子力設備の建設・稼働を行わず、速やかに廃

止する。

○提案の理由

当社は、東日本大震災以来11年間原発を稼働していませんが、女川原発2号機の2024年2月の再稼働を目指しています。しかし、女川原発は、震災で大きな被害を受け、東京電力福島第一原発のような大事故となる恐れもありました。

その福島原発事故で、東京電力は少なくとも22兆円にのぼると見込まれる損害賠償などの責任を負いました。これは、地震・津波に限らずいったん大事故が起こればそれほどの損害が生じることを示し、また、原子力損害の賠償に関する法律に定められた1,200億円ではけた違いに不足です。しかも、この損害賠償は現行の制度では税金や電気料金という形で国民が負担させられていますが、本来ならば原発により利潤を得ている、設備の製造者を含む原子力関連事業者が負担すべきものと考えます。

他社の発電所とはいえ、このような大事故を経験した以上、最低限、同規模の事故を想定して22兆円以上の損害賠償保険等に加入すべきです。それができない場合には、原子力設備を全て廃止すべきです。

損害賠償等の対策が不十分なままでは社会的に極めて無責任であり、過大な経営リスクを負うのも明らかです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

原子力損害の賠償について、当社は「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、原子力損害賠償責任保険等に加入するとともに、賠償の手続きを適切かつ迅速に実施することを目的に「原子力損害賠償実施方針」を定めて公表しております。

また、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づき、当社は、同機構に対し負担金を拠出しており、「原子力損害の賠償に関する法律」で規定する賠償措置額を超える損害が生じた場合は、必要に応じて同機構から資金の交付を受けることとなります。

当社といたしましては、こうした枠組みに則って適切に対応してまいります。

当社は、原子力事業者として、東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓に、今後とも、新規制基準への適合にとどまらず、原子力発電所のさらなる安全レベルの向上に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第8号議案（株主提案） 定款一部変更の件（4）

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 放射性廃棄物の処理・処分の確定

第42条 当社の原子力発電により発生させた使用済核燃料その他の放射性物質は、発生者責任を果たすためその処理・処分方法を確定する。また明確な方法を決定するまでは、放射性物質を増大させる原子力発電所の再稼働は行わない。

○提案の理由

日本で商業用原子力発電が始まったのは1966年ですが、それ以来56年が経過します。

本来ならば原発が生み出す危険物である放射能の処理・処分方法を確定させてから始めるべきでしたが、それを先延ばしして大量の放射能を作って来てしまいました。そのごく一部の低レベル放射性廃棄物は青森県六ヶ所村の埋設センターに埋立処分されましたが、使用済核燃料とそれから取り出された高レベル廃棄物をはじめほとんどの放射能は処理・処分方法も見つからないまま、発電所敷地内その他に保管されています。

福島第一原発で作られた放射能は福島原発事故で大量に環境に撒き散らされ、大きな被害をもたらしました。これからも汚染水の海洋放出などで多くの問題を引き起こして行きます。

放射能の発生者として、その処理・処分を早急に確定させることが責任として求められています。原発の再稼働を行うことは、この放射能をさらに増大させることとなります。処理・処分を確定出来なければ、再稼働させるべきではありません。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

原子力発電所で発生する使用済燃料について、わが国のエネルギー政策では、ウラン資源の有効利用および高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、再処理を基本の方針としており、再処理事業者である日本原燃株式会社は再処理工場の竣工に向けて取り組んでおります。当社といたしましては、使用済燃料再処理機構や同社とともに再処理を着実に推進してまいります。

使用済燃料の再処理の過程で発生する高レベル放射性廃棄物について、国は地層処分を行う方針としており、その実現に向けて国および事業の実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）が全国各地で対話活動や広報活動に取り組んでおります。当社といたしましては、廃棄物の発生責任者として国やNUMOと連携し、地層処分事業への理解を深めていただくよう取り組んでまいります。

なお、当社は、敷地内外における乾式貯蔵施設の設置など種々の使用済燃料貯蔵方策について、検討を行っているところです。

また、原子力発電所の運転に伴い発生した低レベル放射性廃棄物については、日本原燃株式会社の六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出・処分を実施しております。一方、廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物については、放射能レベルに応じた処分施設に埋設することとなっており、処分先の確保について検討を進めております。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第9号議案（株主提案） 定款一部変更の件（5）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 相談役及び顧問等の廃止

第43条 当社は、経営の透明性及び実効性を向上させ、企業統治（コーポレートガバナンス）の更なる強化・向上を図るため、相談役及び顧問等を廃止する。

○提案の理由

相談役・顧問制度は、会社法に規定がなく、慣習的に認められてきた日本企業特有のものですが、会長や社長が退任後に企業に残り実質的な「院政」の形で現経営陣に影響力を行使しているとの批判や、目に見える貢献が乏しいとの指摘がなされ、外国人投資家を中心に透明性等について批判が出ており、企業統治（コーポレートガバナンス）の向上につなげる観点からも見直しの動きが広がっており、すでに、日産やソニー、パナソニック、富士通、資生堂、日本たばこ産業（JT）、カゴメ、伊藤忠商事等、多くの国内企業が廃止しています。

当社では、八島俊章氏、高橋宏明氏、原田宏哉氏が特別顧問、海輪誠氏が相談役に就任しています。彼らは、電力全面自由化が進展する中、危険で不安定な電源、コスト高で経済性のない原発に固執し、当社の経営を危うくし、赤字決算の原因をつくってきました。

当社が、再生可能エネルギーを基盤とする脱原発の新たな経営に一刻も早く舵をきるためにも、悪しき慣習でしかない相談役・顧問制度を廃止すべきです。

（この議案は、昨年、株主の27%の賛同を得たので再提案します。）

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、構成員の過半数を独立社外取締役が占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会における審議を踏まえ、経営の透明性確保やコーポレートガバナンスのさらなる向上の観点から、会長・社長経験者に委嘱する業務内容等をあらためて整理した結果、本年6月をもって常勤の相談役について廃止することを決定し、公表しております。

今後、当社の会長・社長経験者は、同委員会において、定年や在任年数の上限等の条件を予め定めたいうで、同委員会における毎年の審議を経て、必要に応じて非常勤の顧問を委嘱します。

その役割は、主に東北・新潟地域の経済団体や社会貢献等の社外活動を通じた当社事業への理解浸透等であり、これまでと同様、当社の意思決定には一切関与いたしません。

加えて、当社の重要な意思決定は、独立社外取締役が3分の1以上を占める取締役会のもとで行われており、コーポレートガバナンス体制が適切に確保されております。

顧問制度については、指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ判断していくことが妥当であり、廃止の旨を定款に規定することは適切ではないと考えております。

したがいまして、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

第10号議案（株主提案） 定款一部変更の件（6）

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章 日本原子力発電株式会社からの資金回収

第44条 当社は、日本原子力発電株式会社へ無償提供した資金を回収し、財務の健全性を確保する。
取締役会は、上記資金の回収計画を策定し、毎年、株主総会に報告する。

○提案の理由

1月31日、当社は2022年3月期の通期連結業績予想を下方修正し、純損益が230億円の黒字から450億円の赤字になり、「期末配当は未定」と発表しました。赤字は東日本大震災以来9期ぶりです。その理由に燃料価格高騰を挙げていますが、震災後11年間も、稼働していない当社の原発部門に毎年1,000億円を支出し、さらに電気を受電していない日本原電東海第二原発に毎年「他社購入電力料」名目で中間配当金に匹敵する約100億円（総額約1,000億円）を無償提供するなど、原発に偏った経営で財務耐力をなくした結果です。

同原発は、運転期限40年超の「老朽」原発かつ「被災」原発であり、昨年の水戸地裁「運転差止」判決や

地元や関東圏の住民からの再稼働反対の声に加え、安全対策工事の遅れで再稼働予定が2年延期になるなど、再稼働は見通せません。

電力自由化に対応し財務の健全性を確保するためにも、早急に、日本原電へ無償提供した資金を回収し、配当金等に廻すべきです。

○株主提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

日本原子力発電株式会社は、東海第二発電所について、原子炉設置変更許可等の許認可に加え、2021年12月には特定重大事故等対処施設の設置変更許可を得ており、2024年9月の安全対策工事完了およびその後の再稼働に向けた準備を着実に進めております。

同発電所の将来の再稼働により、当社の火力燃料費抑制メリットが見込めることに加え、同社は原子力のパイオニアとして、開発から廃止措置まで一連の技術を蓄積しており、今後も知見を獲得し、当社事業へ活用することが期待できます。

こうしたことを踏まえて、当社は同社との間で同発電所に係る応分の費用を負担する契約を締結するとともに、同社に対して必要な支援を行っており、今後についても、同発電所の再稼働に向けた情勢や再稼働による当社メリット等を総合的に勘案し、慎重かつ適時適切に判断してまいります。

会社法では、業務執行に係る事項については、取締役会および取締役に委ねることを基本としておりますので、本議案のような業務執行に係る内容を定款に規定することは適切ではないと考えております。したがって、取締役会といたしましては、ご提案の内容について反対いたします。

以 上

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I 企業グループの現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

【企業グループを取り巻く経営環境】

2021年度のわが国経済は、持ち直しの動きがあるものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続いており、一部に弱さがみられ、物価上昇傾向にあります。東北地域においても同様の傾向にあります。

電力業界においては、電力小売全面自由化以降続く競争の激化、激甚化する大規模自然災害およびカーボンニュートラルに向けた取り組みなど、電気事業を取り巻く経営環境に多くの課題が顕在化しております。加えて、当社においては、本年3月の福島県沖を震源とする地震による発電設備などへの甚大な被害や、世界的な燃料価格の高騰により、非常に大きな影響が生じております。

このようななか、当社企業グループは、東北電力グループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、電力供給事業を基盤としながら、スマート社会実現事業の早期収益化に向け、これまで以上にお客さまや地域のみなさまのご期待に応えつつ、地域とともに持続的に成長していくため、様々な施策を展開してまいりました。



【電力供給事業の取り組み】

基盤事業である電力供給事業については、競争力の徹底強化に取り組んでまいりました。

具体的には、再生可能エネルギーの新規開発の積み上げ、原子力発電所の安全対策工事の着実な取り組み、燃料調達から発電・卸売のバリューチェーンの最適化、火力電源の経済性・環境性の向上および「カイゼン」を通じた送配電事業の効率化・生産性の向上などに取り組み、構造改革を進めてまいりました。

また、自然災害の激甚化や国際情勢の緊迫化が進むなかでも、東北電力ネットワーク株式会社と連携し、電力の安定供給に努めてまいりました。本年3月の福島県沖を震源とする地震では、東北・新潟エリアで約16万戸が停電しましたが、翌日には復旧することができました。加えて、本地震による設備被害と天候影響を受け、国から「電力需給ひっ迫警報」が発令されましたが、地域のみなさまから節電へのご協力をいただくことにより、安定供給を維持することができました。



【スマート社会実現事業の取り組み】

成長事業であるスマート社会実現事業については、電力小売を事業展開の切り口と位置付け、早期収益化に向けた取り組みを進めてまいりました。

お客さまのニーズや電気の使い方に応じた提案を行うとともに、電気とサービスのパッケージにより快適・安全・安心を届けるため、サービスの拡充に努めてまいりました。具体的には、電気設備と水回りのトラブルに対応する「すまい安心サポート」の提供エリアの拡大や、自家消費型太陽光システムの提案などに取り組んでまいりました。

スマート社会実現事業の中核的な役割を担うために設立した東北電力フロンティア株式会社においては、電気と動画配信サービスを組み合わせたバンドルサービスである「シンプルでんき with Netflix」の提供を開始いたしました。加えて、キャンプ用品レンタルサービス、絵本の定期購入サービス、リユース子供服の購入サービスおよび賃貸住宅向けの保険など、暮らしを彩る様々なサービスを提供してまいりました。



2021年11月シンプルでんき with Netflixを提供開始

東北電力ソーラー eチャージ株式会社においては、太陽光発電設備と蓄電池を活用した「あおぞらチャージサービス」の提供を進め、東北6県および新潟県に加え関東エリアでの販売を開始してまいりました。

また、地域の社会課題の解決に資する事業アイデアを募集する「TOHOKU EPCO BUSINESS BUILD」を実施し、新しい雇用の仕組みを活用したサービスなどの事業化を目指してまいりました。加えて、東北大学との間で連携・協力に関する協定を締結し、安心・安全で持続可能なグリーンかつスマートな未来社会の実現推進に取り組んでおります。

今後、サービス開発から販売開始のサイクルを早め、独自のサービス提供基盤の構築を加速するとともに、電力小売を切り口とする付加価値の高いサービスパッケージを提案することで、競争に打ち勝ち、早期収益化をはかってまいります。



スマート社会実現に向けた事業アイデアの募集
(画像提供：eiicon company)

発電・販売事業

【持続的な利益創出に向けた取り組み】

電力販売については、競争激化による小売販売単価の低下や世界的な燃料価格の高止まりによるコストの増加により、非常に厳しい状況にあります。

このようななか、電力小売については、競争環境の変化や市況の動向を踏まえ、収益性を重視した販売活動に取り組んでまいりました。また、多様化するお客さまニーズにお応えするため、家庭用のお客さまには、「70周年記念ご愛顧感謝キャンペーン」を実施するとともに、東部ガス株式会社などと提携し、電気とガスのセット販売に取り組んでまいりました。法人のお客さまには、カーボンニュートラル推進の動きを受け、環境価値を付加した電気料金メニューおよび太陽光発電設備の導入提案などを強化するとともに、サステナブル農業の実現に向けたソリューションサービスの提供を開始いたしました。

電力卸売については、東北電力エナジートレーディング株式会社による電力取引市場や燃料先物の活用など、柔軟な契約条件の設定や市場環境の変化をとらえた各種取引を行うことで収益力強化に取り組んでまいりました。



サステナブル農業実現に向けたソリューションサービス

【再生可能エネルギーに関する取り組み】

再生可能エネルギーについては、風力発電を主軸に、水力発電、太陽光発電、地熱発電、バイオマス発電を含めて、200万キロワットの開発を目指しており、開発案件が事業化された場合の持分出力の累計は約60万キロワットとなっております。

具体的には、田子風力発電事業（青森県、秋田県）の開発可能性調査を実施するとともに、鳥海南（山形県）や新潟東港（新潟県）におけるバイオマス発電事業に参画するなど、新たに7件の開発に取り組んでまいりました。

また、昨年4月、再生可能エネルギー電源および関連設備のメンテナンス、オペレーション、トレーニングなどのサービスを提供することを目的に「東北電力リニューアブルエナジー・サービス株式会社」を設立いたしました。

引き続き、再生可能エネルギー発電事業の開発から運用・保守などライフサイクル全般に関与していくことで、地域に豊富に賦存する再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでまいります。



新世代風力発電所

(写真提供：東北自然エネルギー株式会社)

発電・販売事業

【原子力発電所の安全性向上】

原子力発電については、新規規制基準への適合にとどまらず、より高いレベルでの安全確保に向けて、最新の知見も取り入れながら、設備面と運用面の両面から、さらなる安全性の向上に取り組んでまいりました。

女川原子力発電所第2号機については、昨年12月、原子力規制委員会から工事計画認可をいただきました。安全対策工事については、2022年度の完了を目指して取り組んでまいりましたが、あらためて工事完了時期について評価した結果、圧力抑制室の狭隘な場所において並行して行う複数の工事が工程に与える影響を考慮し、2023年11月の工事完了を目指していくことといたしました。また、本年1月には、特定重大事故等対処施設の設置に関し、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請を行いました。本年2月には、国主催の原子力総合防災訓練に参加し、発電所の事故収束訓練、国や自治体との情報連携訓練および避難退域時検査の要員派遣などに適切に対応いたしました。

東通原子力発電所第1号機については、基準地震動や基準津波の評価に係る審査に着実に取り組んでまいりました。



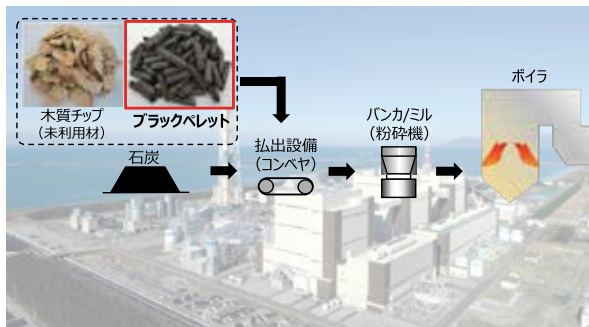
安全対策工事が進む女川原子力発電所

【発電・卸売の競争力向上、脱炭素の取り組み】

燃料市場や電力市場が大きく変化するなかでも競争力を高めるため、当社と東北電力エナジートレーディングが連携し、燃料調達から発電、卸売のバリューチェーンの最適化に取り組んでまいりました。また、電源の競争力を高めつつ環境性を確保するため、経年火力発電所の休廃止を進めるとともに、世界最高水準の熱効率を有する上越火力発電所第1号機の建設を着実に進め、本年3月には試運転を開始しております。

昨年3月、2050年カーボンニュートラルへの挑戦に向け、“カーボンニュートラルチャレンジ2050”を策定し、取り組みの柱の1つとして、「火力の脱炭素化」を進めることとしており、各種実証を進めております。

新潟火力発電所においては、LNG火力の脱炭素化に向け、燃焼時にCO₂を排出しない水素・アンモニア混焼の設備への適応性評価などに取り組んでまいりました。石炭火力の能代火力発電所においては、さらなるバイオマス燃料の混焼率向上を目的として、木質チップよりも高い熱エネルギーを有するブラックペレット混焼の設備への適応性評価などに取り組んでまいりました。



能代火力発電所におけるブラックペレット混焼のイメージ

送配電事業

【災害対応と電力設備の強靱化】

東北電力ネットワーク株式会社は、激甚化する大規模自然災害への備えやこれまでの経験を踏まえ、電力の安定供給に努めてまいりました。

このようななか、昨年8月の青森県下北地区に甚大な被害をもたらした台風9号に伴う停電や、本年3月の最大震度6強を観測した福島県沖を震源とする地震に伴う停電に対し、当社と適切に連携しつつ防災体制を整え、迅速な停電復旧に努めました。

また、災害対応力の向上などを目的に、東日本電信電話株式会社や海上保安庁との間で、相互協力に関する覚書などを締結いたしました。さらに、お客さまへのサービス向上のため、AIを活用した停電に関する問い合わせへの自動応答を開始するとともに、一般送配電事業者10社による停電や電柱・電線などの送配電設備に係るチャット受付対応を開始いたしました。これによりお客さまをお待たせすることなく、最新の停電情報などを伝えることが可能となりました。

引き続き、大規模停電を回避する設備形成や維持運用、様々な事業者との連携による災害対応力の向上に取り組んでまいります。



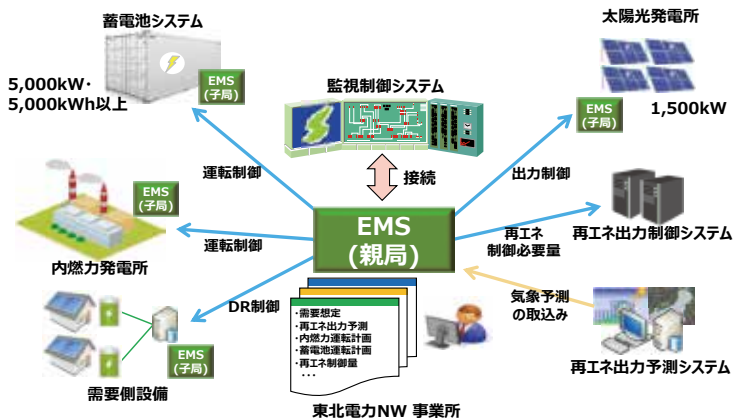
台風9号に伴う停電の復旧作業

【再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組み】

安定供給の維持と再生可能エネルギーの導入拡大を実現するため、電力ネットワークの環境整備を進めてまいりました。具体的には、東北北部募集プロセスや東北東京間連系線などの系統整備計画の着実な推進、既存電力系統の最大限の有効活用、需給・系統運用技術の高度化および再生可能エネルギー出力予測精度のさらなる向上など技術的課題への対応に取り組んでまいりました。

また、内燃力発電が主体である佐渡島において、安定供給の維持と再生可能エネルギーの最大限の活用を目指し、太陽光発電や蓄電池、エネルギーマネジメントシステムなどを組み合わせた最適な電力需給制御の実現に向けた取り組みを開始いたしました。

東北電力ネットワーク株式会社においても、引き続き、“カーボンニュートラルチャレンジ2050”の実現に向け、電力ネットワークの高度化を通じ、安定供給の維持と電源の脱炭素化に向けた環境整備などに積極的に挑戦してまいります。



佐渡島における最適な電力需給制御実現に向けた取り組み

【決算の概要（連結）】

当年度の決算につきましては、連結ベースで、以下のとおりであります。

当社において、販売電力量（小売）が、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少した前年度からの反動などにより増加したことから、販売電力量（全体）は増加しました。売上高は、「収益認識に関する会計基準」の適用により、これまで売上高に計上していた、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく再エネ特措法賦課金および再エネ特措法交付金について、売上高に計上しないこととなった影響などから、2兆1,044億円となり、前年度に比べ1,823億円の減収となりました。

経常損益については、減価償却方法の変更により減価償却費が減少したものの、燃料価格の高騰による燃料費調整制度のタイムラグ影響に加え、卸電力取引市場の価格上昇や、昨年2月および本年3月に発生した福島県沖を震源とする地震に伴う火力発電所の停止により、電力調達コストが増加したことなどから、492億円の損失となり、前年度に比べ1,167億円の減益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純損益は、「関係会社株式などの売却益」を特別利益に、「本年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による被害設備の復旧に要する費用」や、「東北電力ネットワーク株式会社におけるインバランス収支還元損失」を特別損失に計上したことに加え、繰延税金資産の一部を取り崩したことにより法人税等調整額が増加したことなどから、1,083億円の損失となり、前年度に比べ1,377億円の減益となりました。なお、当年度における連結キャッシュ利益*は2,573億円となりました。

当年度における各事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、次に記載のとおりです。

※連結キャッシュ利益
 = 営業利益 + 減価償却費 + 核燃料減損額 + 持分法投資損益
 （営業利益は燃料費調整制度のタイムラグ影響を除く。）

発電・販売事業

当社の販売電力量（小売）は、前年度に比べ夏場の気温が低かったことにより冷房需要が減少したものの、新型コロナウイルス感染症の影響による反動により、業務用および産業用での稼動が増加したことから、前年度に比べ2.1%増の673億5千万キロワット時となりました。また、販売電力量（卸売）は、前年度に比べ0.9%増の167億2千万キロワット時となりました。

この結果、当社の販売電力量（全体）は、前年度に比べ1.9%増の840億6千万キロワット時、発電・販売事業の売上高は、1兆6,028億円となりました。

経常損益は、燃料価格の高騰による燃料費調整制度のタイムラグ影響に加え、卸電力取引市場の価格上昇や、福島県沖を震源とする地震に伴う火力発電所の停止により、電力調達コストが増加したことなどから、830億円の損失となりました。

送配電事業

当年度のエリア電力需要（キロワット時）は、前年度に比べ空調機器の稼動減などにより低圧が減少したものの、業務用および産業用での稼動が増加したことから、前年度に比べ2.8%増の789億9千万キロワット時となりました。

売上高は、7,931億円となり、経常利益は、減価償却方法の変更により減価償却費が減少したことなどから、409億円となりました。

その他の事業

建設業については、配電工事や原子力部門の改良工事が増加したことなどから、売上高は2,999億円となり、経常利益は117億円となりました。

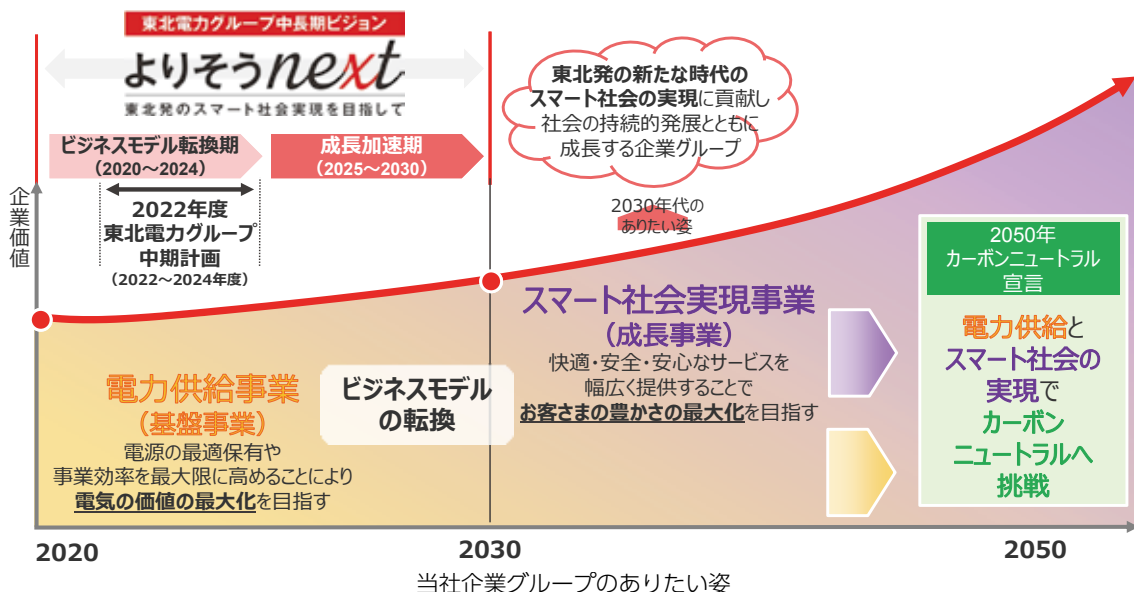
その他については、ガス事業における原料費増加などの影響により、売上高は2,073億円となり、経常利益は100億円となりました。

2. 対処すべき課題

当社企業グループは、中長期ビジョン「よりそうnext」において、電力供給事業の構造改革とスマート社会実現事業の早期収益化によるビジネスモデルの転換を通じ、「東北発の新たな時代のスマート社会の実現」に貢献していくことを2030年代のありたい姿として掲げております。「よりそうnext」の公表以降、ビジネスモデルの転換に資する取り組みについて一定の進捗があるものの、事業環境変化を踏まえた持続的な成長や「東北発のスマート社会」の実現に向けて、的確な実行計画のもとでさらに成果を積み上げていくことが不可欠と考えております。

このようななか、本年4月、個々の事業環境変化に即した最適な戦略を立案し、機動的に実行すべく、発電・販売カンパニーを、発電カンパニー、再生可能エネルギーカンパニー、販売カンパニーの3カンパニーに再編いたしました。すべての本部・カンパニーが各々の利益最大化を志向した機能別事業運営を進めつつ、相乗効果を発揮し、基盤事業である“電力供給事業”と成長事業である“スマート社会実現事業”を通してグループ全体の利益最大化を追求するとともに、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて一丸となって挑戦してまいります。

燃料価格の高止まりや自然災害の激甚化など経営環境は非常に厳しい状況にありますが、当社企業グループは、引き続き、東北電力グループスローガン「より、そう、ちから。」のもと、電力の安定供給という使命を果たしてまいります。また、東北6県および新潟県の発展に貢献するとともに、「お客さまにより沿う」・「地域に寄り添う」観点から、当社企業グループとしての価値を付加した、快適・安全・安心なスマート社会を創造してまいります。



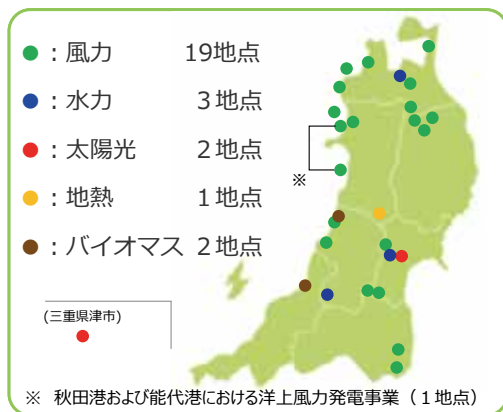
電力供給事業

再生可能エネルギー

- ・スマート社会実現事業との連携も視野に再生可能エネルギー電源全体を俯瞰した戦略立案・計画策定を行い、再生可能エネルギー全般の開発から運営までを一貫して推進してまいります。
- ・また、他社との協業による開発に加え、これまで蓄積したノウハウを活用し、自社開発の強化や開発エリア拡大などを進めることで、200万キロワットの開発に取り組んでまいります。
- ・さらに、水力・地熱発電所における経年設備の抜本改修などによる発電量の維持・拡大および東北電力リニューアブルエナジー・サービス株式会社を通じた運用・保守事業を展開してまいります。

原子力発電

- ・脱炭素社会の実現に向け、安全確保を最優先に経済性との両立をはかりながら、原子力発電所の再稼働に全力で取り組んでまいります。
- ・女川原子力発電所第2号機については、引き続き、保安規定の審査や使用前事業者検査に適切に対応していくとともに、2023年11月までに工事を完了できるよう全力で取り組み、地域のみなさまからのご理解を得ながら、早期の再稼働を目指してまいります。女川原子力発電所第3号機については、引き続き適合性審査申請に向けて検討を進めるとともに、女川原子力発電所第1号機については、安全確保を最優先に廃止措置に取り組んでまいります。
- ・東通原子力発電所第1号機については、引き続き、基準地震動や基準津波に係る審査に対応するとともに、その後のプラント審査においても適切に対応し、2024年度の安全対策工事完了に向け全力で取り組んでまいります。
- ・また、地域社会などとの丁寧な双方向コミュニケーションを通じた情報発信を行い、安全性向上の取り組みなどについてご理解いただけるよう取り組んでまいります。



当社企業グループの再生可能エネルギーの開発・参画地点
(開発可能性調査なども含む) ※2022年3月末時点



地域のみなさまとのコミュニケーション活動
(女川町での「こんにちは訪問」)

電力供給事業

燃料調達・火力発電・電力卸売

- ・ 厳しい燃料市況でも経済性を確保すべく、効率化施策の深掘りによる調達コスト低減や、需要変動などに応じた燃料調達の弾力性向上をはかってまいります。また、その一環として、シンガポール共和国に駐在員事務所を設立し、発電用燃料および海外のエネルギー動向に係る調査機能を強化してまいります。
- ・ 2022年12月の営業運転開始を予定している上越火力発電所第1号機による高効率化、既設火力発電所の運用高度化および経年火力発電所の休廃止を着実に推進し、火力電源の低炭素化・競争力強化に取り組んでまいります。また、火力電源の脱炭素化に向けて、新たな脱炭素燃料である水素およびアンモニアについては2024年度の混焼実証開始に向け取り組むとともに、ブラックペレットについては2023年度の混焼実証開始に向け取り組んでまいります。
- ・ 燃料・電力調達取引および需給運用に関する最適化を推進するとともに、東北電力エナジートレーディング株式会社のトレーディングスキルの活用など、市場変化に即応した取り組みにより、発電・電力卸売としての全体利益を最大化してまいります。

ネットワーク

- ・ 送配電網の的確な設備形成・運用を継続するとともに、カーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギー大量導入を見据え、大規模系統整備、既存系統の有効活用の推進、系統・需給運用技術の高度化などによる電力の安定供給と電力品質維持の確保に的確に対応してまいります。
- ・ 2023年度からの新託送料金制度のもとでも安定的な利益を創出するために、デジタル技術の活用、他社での取組事例の導入、業務プロセスの抜本的な見直しおよび最適な業務運営体制構築など効率化の取り組みを継続・深掘りするとともに、「カイゼン」を企業文化に根付かせ、持続的な効率化・生産性向上に取り組んでまいります。
- ・ 東北電力ネットワーク株式会社の資産や運用ノウハウなどを活用した新規事業創出による収益の獲得やスマート社会実現事業への挑戦、電力需要増・脱炭素化に資する電化への取り組みを推進してまいります。



2022年12月営業運転開始予定の上越火力発電所



ドローンを活用した送電線の延線作業

スマート社会実現事業

電力小売

- ・法人分野では、市況変化を考慮しつつ利益確保を重視したきめ細やかな販売・価格戦略と最適なソリューションサービスを展開し、家庭用分野では、お客さまニーズや電気の使い方を起点とした最適な電気料金プランを提案し、お客さまから選択いただくことで、当社企業グループとしての電力小売利益を最大化してまいります。
- ・また、お客さまの脱炭素化に資する環境価値を付加した電気料金メニューや省エネにも資する電化の提案などの施策を強化するとともに、デジタルマーケティングの活用と対面営業や地元企業との協業などの効果的な組み合わせにより、市場競争を勝ち抜くための販売力・提案力を強化してまいります。

個人向けサービス

- ・当社と東北電力フロンティア株式会社の両社が一体となり、それぞれの強みを最大限に発揮しながら、提携先各社とも連携することでお客さま起点での商品・サービスを拡充するとともに、お客さまとの接点強化をはかり、段階的に自社開発サービスを充実してまいります。
- ・また、個別サービスとして、暮らしの困りごとをワンストップで解決するサービスや、お客さまご自身の時間やご家族との時間を楽しむサービスなどを提供し、お客さまの快適・安全・安心に貢献しながら、競合に先駆けてパッケージサービスを拡大させ、サービス提供基盤の構築につなげてまいります。

次世代エネルギーサービス

- ・お客さまの電力使用量を抑制する仕組みを活用した市場取引、エネルギーマネジメントサービスおよび地域の再生可能エネルギーを束ねて有効活用するサービスを当面の事業領域としてV P P事業の取り組みを加速し、当社企業グループのお客さま基盤と連携させながら総合的なスマート社会実現事業のサービスを展開してまいります。
- ・カーボンニュートラルの推進に向けた情勢を踏まえて、法人向け・家庭向けの双方において、太陽光発電や蓄電池などの分散電源ビジネスを拡大するとともに、オール電化と蓄エネルギー・創エネルギー・エネルギーマネジメントなどを組み合わせたスマートライフ電化の提案を強化してまいります。



当社企業グループが描く2030年代のスマート社会（当社W E B動画より）

サステナビリティの取り組み

当社企業グループは、社会の持続可能性（サステナビリティ）に関わる様々な課題を、社会と当社企業グループが持続的な成長をはかる機会としてとらえ、中長期ビジョン「よりそう next」の実現や、“カーボンニュートラルチャレンジ2050”へ挑戦しております。

昨年10月、サステナビリティに関する取り組みを経営の中核に位置付けるとともに、ステークホルダーとのコミュニケーションを推進し、取り組みのさらなる改善をはかるため、「東北電力グループサステナビリティ方針」を制定し、推進体制を充実化しました。当社企業グループが一丸となり、事業を通じて社会課題を解決し、東北6県および新潟県、ひいては社会全体の持続的な発展に貢献するとともに、中長期的な企業価値の向上をはかってまいります。

E（環境）分野の主な取り組み



【脱炭素化に向けた取り組みの推進】

当社企業グループは、“カーボンニュートラルチャレンジ2050”のもと、「再生可能エネルギーと原子力発電の最大限活用」、「火力電源の脱炭素化」、「電化とスマート社会実現」の3つの柱を中心にCO₂排出削減を加速してまいります。

※SDGs（持続可能な開発目標）で設定されている17の目標のうち、該当する項目のロゴを記載。



S (社会) 分野の主な取り組み

【レジリエンスの強化】

東北電力ネットワークでは、激甚化する自然災害に対して、電力の安定供給の使命を果たし続けるため、ハード・ソフトの両面から災害対応力の強化をはかるとともに、お客さまへ迅速に情報発信を行っております。

【ダイバーシティの推進】

経営環境が大きく変化しているなかで、多様化するお客さまニーズにお応えし、会社が成長を続けていくためには、性別、年齢、障がいの有無、雇用形態、国籍、人種、宗教、信条、文化、性的指向、性自認などを問わず、多様な人材が能力を最大限発揮することができる職場づくりが重要と考え、女性の活躍推進や障がい者の雇用など、様々なテーマでダイバーシティの推進に取り組んでおります。



スマートフォン向けアプリ



ドローンの活用



くるみん認定



えるぼし認定

G (ガバナンス) 分野の主な取り組み

【「より、そう、ちから。」の体現】

当社企業グループを選択いただくためには、お客さまのニーズや社会課題を起点に、お客さまと地域によりそいながら「東北電力グループだからこそ」の価値をご提案・ご提供することが必要です。グループスローガン「より、そう、ちから。」を従業員一人ひとりが日常業務において実践できるよう、取り組んでまいります。

【コンプライアンスの徹底】

当社および東北電力ネットワーク株式会社では、企業倫理・法令遵守はすべての事業活動の前提になるとの考えのもと、社長を委員長とする「企業倫理・法令遵守委員会」を設置し、社会の状況に照らして、当社の取り組みが十分かどうか検証・確認を実施し、必要な改善をはかるとい、PDCAサイクルを回しております。



電柱設置型防犯カメラ

東北電力が
「すまい安心」サポート

企業倫理・法令遵守委員会のPDCAサイクル

3. 設備投資の状況

- (1) 設備投資額 3,114億円
- 発電・販売事業 1,697億円
- 送配電事業 1,179億円
- その他の事業 236億円

(2) 建設中の主な設備

発電・販売事業

①当社

(発電設備)

	設備別	名 称	新設,増設の別	出 力
建設中	火 力 (LNG)	上 越 火 力 発 電 所 第 1 号 機	新 設	キロワット 572,000

②東北自然エネルギー株式会社

(発電設備)

	設備別	名 称	新設,増設の別	出 力
建設中	水 力	玉 川 第 二 発 電 所	新 設	キロワット 14,600

③鳥海南バイオマスパワー株式会社

(発電設備)

	設備別	名 称	新設,増設の別	出 力
建設中	バイオマス	鳥 海 南 バ イ オ マ ス 発 電 所	新 設	キロワット 52,900

4. 資金調達の状況

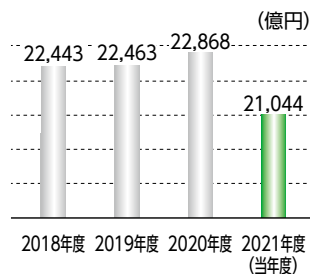
- (1) 社 債 発行額 2,500億円 償還額 700億円
- (2) 借 入 金 借入額 2,667億円 返済額 2,004億円
- (3) コマーシャル・ペーパー 発行額 7,210億円 償還額 6,480億円

5. 財産および損益の状況の推移

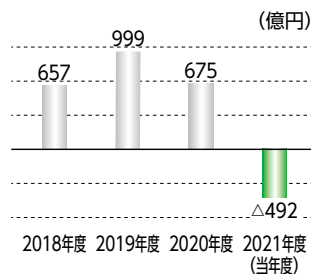
区 分	年 度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当年度)
売 上 高 (営業収益) (億円)		22,443	22,463	22,868	21,044
経常利益または経常損失 (△) (億円)		657	999	675	△492
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△) (億円)		464	630	293	△1,083
一株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)		93.12	126.32	58.81	△216.84
総 資 産 (億円)		42,586	43,230	44,710	47,256

(注) 一株当たり当期純利益または当期純損失は、当社の期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式を控除した株式数を用いております。

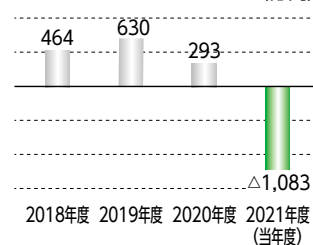
■売上高(営業収益)



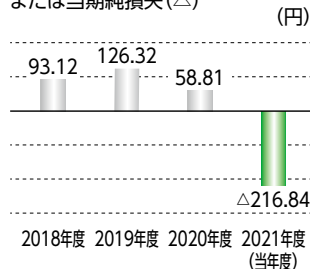
■経常利益または経常損失(△)



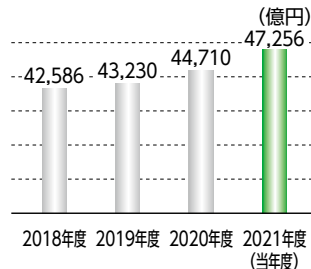
■親会社株主に帰属する当期純利益
または当期純損失(△)



■一株当たり当期純利益
または当期純損失(△)



■総資産



6. 重要な子会社および関連会社の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 億円	出資比率		主な事業内容
		直接保有 %	間接保有 %	
発電・販売事業				
酒田共同火力発電株式会社	255	100	—	火力発電
東北自然エネルギー株式会社	52.7	96.1	3.9	再生可能エネルギーにより発電した電気の供給事業
東北電力フロンティア株式会社	25	100	—	電気と各種サービスのパッケージ販売
東北電力エナジートレーディング株式会社	4.9	100	—	電力取引市場および燃料先物市場に係わる取引
鳥海南バイオマスパワー株式会社	2.3	75	—	再生可能エネルギーにより発電した電気の供給事業
送配電事業				
東北電力ネットワーク株式会社	240	100	—	一般送配電事業
その他の事業				
日本海エル・エヌ・ジー株式会社	120	42.3	—	液化天然ガスの受入, 気化, 販売または配送
東北インテリジェント通信株式会社	100	100	—	電気通信事業
株式会社ユアテック	78	41.4	0.3	電気, 通信, 土木および建築工事
東日本興業株式会社	10	98	2	不動産業およびリース業
東北発電工業株式会社	10	100	—	発電設備の建設, 改良および補修工事ならびに保守
東北天然ガス株式会社	3	55	—	天然ガス・液化天然ガスの供給販売
東北エネルギーサービス株式会社	1	100	—	自家用発電設備・コージェネレーションシステム等による電気・熱エネルギーの供給, 蓄熱設備の運転・保守受託

(2) 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率		主な事業内容
		直接保有	間接保有	
	億円	%	%	
発電・販売事業 相馬共同火力発電株式会社	1,128	50	—	火力発電
常磐共同火力株式会社	560	49.1	—	火力発電
株式会社東急パワーサプライ	25.5	33.3	—	電気事業
株式会社シナジアパワー	4.9	50	—	電気事業
荒川水力電気株式会社	3.5	50	—	水力発電

7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
発電・販売事業	発電事業（卸供給を含む）、小売電気事業
送配電事業	一般送配電事業
その他の事業	エネルギーサービス事業、熱供給事業、ガス事業、情報・通信事業、不動産事業、土木・建築事業、コミュニティサポート事業、廃棄物処理事業

8. 主要な事業所および発電所 (2022年3月31日現在)

(1) 当社の主要な事業所

	事業所（所在地）
本店	本店（仙台市青葉区本町一丁目7番1号）
支店	青森支店（青森市）、岩手支店（盛岡市）、秋田支店（秋田市）、宮城支店（仙台市）、山形支店（山形市）、福島支店（福島市）、新潟支店（新潟市）
支社	東京支社（東京都千代田区）、会津若松支社（会津若松市）

(2) 当社の主要な発電所

	発電所 (所在地)
水 力	本道寺, 八久和 (以上山形県), 本名, 上田, 第二沼沢, 宮下, 柳津 (以上福島県), 豊実 (新潟県)
火 力	八戸 (青森県), 秋田, 能代 (以上秋田県), 仙台, 新仙台 (以上宮城県), 原町 (福島県), 新潟, 東新潟 (以上新潟県)
地 熱	葛根田 (岩手県), 上の岱, 澄川 (以上秋田県), 柳津西山 (福島県)
原 子 力	東通 (青森県), 女川 (宮城県)

(3) 重要な子会社の主要な事業所

会 社 名	事 業 所 (所在地)
発電・販売事業 酒田共同火力発電株式会社 東北自然エネルギー株式会社 東北電力フロンティア株式会社 東北電力エナジートレーディング株式会社 鳥海南バイオマスパワー株式会社	本店 (酒田市) 本店 (仙台市) 本店 (仙台市) 本店 (東京都千代田区) 本店 (仙台市)
送配電事業 東北電力ネットワーク株式会社	本店 (仙台市)
その他の事業 日本海エル・エヌ・ジー株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 株式会社ユアテック 東日本興業株式会社 東北発電工業株式会社 東北天然ガス株式会社 東北エネルギーサービス株式会社	本店 (新潟県北蒲原郡聖籠町) 本店 (仙台市) 本店 (仙台市) 本店 (仙台市) 本店 (仙台市) 本店 (仙台市) 本店 (仙台市)

9. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業区分	従業員数
発電・販売事業	5,261名
送配電事業	7,920
その他の事業	11,652
合計	24,833

(注) 従業員数は、出向者、退職者等を除いた就業人員を記載したものであります。

10. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	億円
株式会社日本政策投資銀行	2,794
株式会社みずほ銀行	1,828
株式会社三菱UFJ銀行	1,112
日本生命保険相互会社	1,042
株式会社十七七銀行	756

Ⅱ 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

10億株

2. 発行済株式の総数

5億288万2,585株

3. 株 主 数

18万9,131名

4. 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	71,313	14.24
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	28,940	5.78
東北電力従業員持株会	16,741	3.34
日本生命保険相互会社	13,727	2.74
株式会社みずほ銀行	10,238	2.04
株式会社七十七銀行	6,468	1.29
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	5,981	1.19
仙 台 市	5,196	1.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,124	1.02
宮 城 県	4,439	0.89

(注) 持株比率は、自己株式(2,053,111株)を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
増子次郎	取締役会長	
樋口康二郎	取締役社長 社長執行役員	
岡信慎一	取締役副社長 副社長執行役員 (コーポレート担当, スマート社会事業推進担当)	東北電力フロンティア株式会社 取締役社長
山本俊二	取締役副社長 副社長執行役員 (コンプライアンス推進担当, サステナビリティ担当, IR担当, ビジネスサポート本部長)	株式会社ユアテック取締役
阿部俊徳	取締役副社長 副社長執行役員 (発電・販売カンパニー長)	
加藤功	取締役常務執行役員 (原子力本部長, QMS管理責任者)	
石山一弘	取締役常務執行役員 (コーポレート担当, グループ戦略部門長)	
高野広充	取締役常務執行役員 (原子力本部長代理, 発電・販売カンパニー副カンパニー長)	
近藤史朗	取締役	
上條努	取締役	
川野邊修	取締役	
永井幹人	取締役	
加藤公樹	取締役監査等委員(常勤)	
宮原育子	取締役監査等委員	
小林一生	取締役監査等委員	
井手明子	取締役監査等委員	

- (注) 1. 代表取締役は、取締役増子次郎、同樋口康二郎、同岡信慎一、同山本俊二および同阿部俊徳であります。
2. 取締役近藤史朗、同上條努、同川野邊修および同永井幹人は、いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 監査等委員である取締役宮原育子、同小林一生および同井手明子は、いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、また、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
4. 取締役(監査等委員であるものを除く。)ならびに監査等委員である取締役宮原育子および同井手明子は、いずれも2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において選任されたものであります。
5. 取締役海輪誠は、2021年6月25日退任いたしました。
6. 監査等委員である取締役馬場千晴は、2021年6月25日辞任いたしました。

▶P.7

株主総会参考書類

▶P.35

事業報告

▶P.63

連結計算書類

▶P.65

計算書類

▶P.67

監査報告書

7. 取締役岡信慎一および同山本俊二は、いずれも2022年3月31日辞任いたしました。
8. 取締役山本俊二は、2022年3月31日株式会社ユアテックの取締役に退任いたしました。
9. 監査等委員である取締役小林一生は、日本生命保険相互会社の常任監査役であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、同氏は、公認内部監査人および公認情報システム監査人の資格を有しております。
10. 経営会議等重要な諸会議への出席、業務執行部門からの職務執行状況の聴取、事業所への往査、内部監査部門との連携等を日常的に実施することにより、監査・監督機能の実効性を高めるため、監査等委員である取締役加藤公樹を常勤の監査等委員に選定しております。
11. 社外役員の重要な兼職の状況等については、後記「3. 社外役員の重要な兼職の状況等および主な活動状況」に記載しております。
12. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。
13. 当社は、会社法第430条の2第1項の規定により、上記表中に記載の各取締役との間に補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。当該契約においては、一事象当たりの補償上限額の定め等を設けております。
14. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定により、保険会社との間に、当社および東北電力ネットワーク株式会社の取締役および監査役を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約においては、一定額に至らない損害を填補の対象としない免責額の定め等を設けております。

(ご参考) 取締役の氏名等 (2022年4月1日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
増 子 次 郎	取締役会長	
樋 口 康 二 郎	取締役社長 社長執行役員	
阿 部 俊 徳	取締役副社長 副社長執行役員 (コンプライアンス推進担当, 危機管理担当)	
石 山 一 弘	取締役副社長 副社長執行役員 (コーポレート担当, IR担当, サステナビリティ担当)	
高 野 広 充	取締役副社長 副社長執行役員 (原子力立地担当)	
加 藤 功	取締役常務執行役員 (原子力本部長, QMS管理責任者)	
近 藤 史 朗	取締役	
上 條 努	取締役	
川 野 邊 修	取締役	
永 井 幹 人	取締役	
加 藤 公 樹	取締役 監査等委員(常勤)	
宮 原 育 子	取締役 監査等委員	
小 林 一 生	取締役 監査等委員	
井 手 明 子	取締役 監査等委員	

2. 取締役の報酬等

(1) 取締役報酬決定の方針・手続

- ① 当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬を決定するに当たっての方針および手続を以下のとおり取締役会の決議により定めている。

[方針]

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそうnext』」の実現に向けて、報酬と業績および株式価値との連動性をより明確にすることにより、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意欲を高めることを目的として、以下の方針により決定する。

- ・報酬体系は、固定報酬、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬で構成し、報酬額の水準は、当社の業績や経営環境等を勘案し、他の上場企業の報酬水準も参考に、役職ごとに決定する。
- ・固定報酬、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬の報酬全体に占める支給割合は、業績向上のインセンティブ付与の観点から、目標達成時において、それぞれ7割程度、1割程度および2割程度とする。
- ・固定報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、年額を決定し、金銭をもって月次で支給する。
- ・短期業績連動報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、業績目標の達成度に応じて変動し、金銭をもって年次で支給する。
- ・中長期業績連動報酬は、株主総会において承認された総額の範囲内で、在任中に年次でポイントを付与し、退任時に信託型株式報酬制度を通じて1ポイント当たり当社普通株式1株を支給する。付与するポイントは、固定ポイントおよび業績目標の達成度に応じて変動する業績連動ポイントとする。なお、対象者に株式交付規程所定の一定の非違行為等があった場合、それが受益権確定日前に判明したときは当社普通株式の支給は行わず、また、受益権確定日後に判明したときは支給相当額の返還を求めることができることとする。
- ・上記目的に鑑み、短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬のうち業績連動ポイントに相当する部分の指標は「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそうnext』」における財務目標である連結キャッシュ利益から退職給付に係る数理計算上の差異の費用処理額を除いたものとする。目標値は毎事業年度とも3,200億円とし、当事業年度の実績値は2,579億円であった。支給額等については、目標達成度等に応じて0～125%の範囲で変動する。なお、連結キャッシュ利益は、当社企業グループのキャッシュ創出力を適切に示すものとして、燃料費調整制度のタイムラグ影響を除いた営業利益に減価償却費、核燃料減損額および持分法投資損益を加えた指標である。
- ・業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成する。
- ・各人への配分は、役職ごとの役割の大きさ、各人の事務委嘱や職務の内容および責任範囲に応じて決定する。

[手続]

各人の支給額等については、業務全般を統括する社長による決定が適切であることから、取締役会における社長一任の決議を経て、社長樋口康二郎が決定している。その権限の内容は、予め、指名・報酬諮問委員会での審議を経て定められた取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する支給額等の総額の範囲内における各人の支給額等の決定である。

なお、当該社長一任の決議は、客観性・透明性を確保する観点から、複数の独立社外取締役を含み、かつ独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会での審議を経て行うこととしており、当事業年度においては、2021年6月25日開催の取締役会にて、一任決議を行っている。また、各人の支給実績を指名・報酬諮問委員会に報告することとしており、同委員会による監督が適切に行われていることから、取締役会には、その内容が上記の方針に沿うものであると判断している。

- ② 監査等委員である取締役の報酬を決定するに当たっての方針および手続を監査等委員である取締役の協議により、以下のとおり決定している。

業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成し、株主総会の決議により承認された総額の範囲内で、金銭をもって月次で支給する。各人の支給額については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(2) 取締役の報酬等の額

	金銭報酬				非金銭報酬	
	固定報酬		短期業績連動報酬		中長期業績連動報酬	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額	支給人数	支給額
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	13名	347 ^{百万円}	—名	— ^{百万円}	11名	41 ^{百万円}
監査等委員である 取締役	5	73	—	—	—	—

- (注) 1. 2022年3月31日現在の取締役の人数は、取締役（監査等委員であるものを除く。）12名（うち社外取締役4名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）であります。上記の報酬等には、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）1名および辞任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。
2. 上記のうち、社外役員8名に対する報酬等の総額は、81百万円であり、全て固定報酬であります。
3. 当年度は、連結経常赤字であったことを踏まえ、短期業績連動報酬の全額および中長期業績連動報酬のうち業績連動ポイントに相当する部分を支給しておりません。なお、短期業績連動報酬について、上記表中に記載のほか、8名分（2021年3月31日辞任した取締役（監査等委員であるものを除く。）2名を含む。）として、前年度に費用計上した金額と実際の支給額との差額である2百万円を当年度に費用計上しております。
4. 当社は、2021年3月31日辞任した取締役（監査等委員であるものを除く。）2名および2021年6月25日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）1名に対し、職務執行の対価として、当社株式計122,800株を交付しておりますが、いずれも業績連動型株式報酬制度によるものであります。
5. 株主総会決議による報酬限度額等は次のとおりであります。

[固定報酬・短期業績連動報酬]

- 取締役（監査等委員であるものを除く。） 年額516百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内）
 （2020年6月25日開催の第96回定時株主総会決議。決議に係る役員の員数は11名。）
 監査等委員である取締役 月額12百万円以内
 （2018年6月27日開催の第94回定時株主総会決議。決議に係る役員の員数は4名。）

[中長期業績連動報酬]

- 社外取締役を除く取締役
 （監査等委員であるものを除く。）
- 信託型株式報酬制度により、退任時に、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行うものとし、3事業年度ごとの信託拠出額として計540百万円以内、かつ、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント総数は40万ポイント（40万株相当）以内
 （2020年6月25日開催の第96回定時株主総会決議。決議に係る役員の員数は8名。）

3. 社外役員の重要な兼職の状況等および主な活動状況

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等（2022年3月31日現在）

	氏名	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	上條 努	株式会社帝国ホテル社外取締役 株式会社オカムラ社外取締役
	川野邊 修	J R東日本メカトロニクス株式会社代表取締役社長
	永井 幹人	株式会社岡三証券グループ社外取締役 監査等委員 日本水産株式会社社外取締役 株式会社オオバ社外取締役
監査等委員である 取締役	宮原 育子	宮城学院女子大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科教授
	小林 一生	日本生命保険相互会社常任監査役
	井手 明子	住友商事株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役上條努は、2021年6月29日株式会社オカムラの社外取締役に就任いたしました。
2. 取締役永井幹人は、2021年8月26日株式会社オオバの社外取締役に就任いたしました。
3. 当社は株式会社オカムラとの間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の売上高の0.1%未満であります。
4. 当社はJ R東日本メカトロニクス株式会社との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の売上高の0.1%未満であります。
5. 当社は日本水産株式会社との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の売上高の0.1%未満であります。
6. 当社は株式会社オオバとの間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の売上高の0.1%未満であります。
7. 当社は宮城学院女子大学を運営する学校法人宮城学院との間に電力供給の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高の0.1%未満、同学校法人の事業活動収入の1%未満であります。
8. 当社は日本生命保険相互会社との間に電力供給等の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の連結保険料等収入の0.1%未満であります。また、当社は、同社との間に資金借入の取引がありますが、その借入額は、当社の連結総資産の3%未満であります。同社は、当社の株式を保有しております。
9. 当社は住友商事株式会社との間に石炭購入の取引がありますが、その年間取引額は、当社の連結売上高および同社の売上高の1%未満であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	近藤 史朗	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度開催の取締役会11回すべてに出席しております。 ・オフィス機器のデジタル化をはじめとする新技術の開発やグローバルな事業展開等を主導した企業経営者としての豊富な経験と卓越した識見を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。 ・当該観点から当社の中期経営計画の策定やコスト管理の高度化等に関して積極的な提言を行うなど、取締役会において議案、審議等につき必要な発言を適宜行っているほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役報酬の審議、役員人事の決定・承認プロセス、次世代経営層の育成に向けた議論等において重要な役割を果たしております。
	上條 努	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度開催の取締役会11回すべてに出席しております。 ・国内外の大型M&A・業務提携やグローバルな事業展開等を主導した企業経営者としての豊富な経験と卓越した識見を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。 ・当該観点から当社の中期経営計画の策定やガバナンスのあり方等に関して積極的な提言を行うなど、取締役会において議案、審議等につき必要な発言を適宜行っているほか、指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役報酬の審議、役員人事の決定・承認プロセス、次世代経営層の育成に向けた議論等において主導的な役割を果たしております。
	川野邊 修	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度開催の取締役会11回すべてに出席しております。 ・鉄道関連事業をベースとしつつ事業の多角化を主導する企業経営者としての豊富な経験と卓越した識見を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。 ・当該観点から当社の事業のリスク管理や労働災害の再発防止対策等に関して積極的な提言を行うなど、取締役会において議案、審議等につき必要な発言を適宜行っているほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役報酬の審議、役員人事の決定・承認プロセス、次世代経営層の育成に向けた議論等において重要な役割を果たしております。

	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	永井 幹人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就任以降、当年度開催の取締役会9回のうち8回に出席しております。 ・ 金融に関する豊富な経験・識見および不動産事業をベースとしつつ、新たな事業分野への進出やスタートアップ企業とのアライアンス等を主導した企業経営者としての豊富な経験と卓越した識見を活かして、独立の立場から当社の経営を監督するとともに、経営方針や事業に関する助言を期待されております。 ・ 当該観点から当社の中期経営計画の策定や資金調達のあり方等に関して積極的な提言を行うなど、取締役会において議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査等委員である 取締役	宮原 育子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当年度開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当年度開催の監査等委員会13回すべてに出席しております。 ・ 学識経験者としての豊富な経験・識見および東北地域の震災復興支援に携わってきた経験等を活かして、独立の立場から当社の経営を監査・監督することを期待されております。 ・ 当該観点から当社の事業のリスク管理や地域社会に向けた情報発信等に関して積極的な提言を行うなど、取締役会および監査等委員会において議案、審議等につき必要な発言を適宜行っているほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役報酬の審議、役員人事の決定・承認プロセス、次世代経営層の育成に向けた議論等において重要な役割を果たしております。
	小林 一生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当年度開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当年度開催の監査等委員会13回すべてに出席しております。 ・ 主に金融に関する豊富な経験・識見および他社の監査役としての経験等を活かして、独立の立場から当社の経営を監査・監督することを期待されております。 ・ 当該観点から当社の事業のリスク管理や投資家等のステークホルダーに向けた情報発信等に関して積極的な提言を行うなど、取締役会および監査等委員会において議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
	井手 明子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就任以降、当年度開催の取締役会9回すべてに出席し、また、就任以降、当年度開催の監査等委員会10回すべてに出席しております。 ・ 主に公益事業の経営に携わってきた経験や他社の監査役としての経験・識見等を活かして、独立の立場から当社の経営を監査・監督することを期待されております。 ・ 当該観点から当社の事業のリスク管理やサステナビリティの実現に向けた取り組み等に関して積極的な提言を行うなど、取締役会および監査等委員会において議案、審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 取締役永井幹人および監査等委員である取締役井手明子は、2021年6月25日就任いたしました。

IV 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

①	当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	263 ^{百万円}
②	上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	95

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する。

監査等委員会は、上記の場合のほか、会計監査人の独立性および監査品質等を勘案して、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。

—メモ—

▶P.1

招集ご通知

▶P.7

株主総会参考書類

▶P.35

事業報告

▶P.63

連結計算書類

▶P.65

計算書類

▶P.67

監査報告書

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	3,809,140	固 定 負 債	2,754,009
電 気 事 業 固 定 資 産	2,470,859	社 長 期 借 入 金	1,180,000
水 力 発 電 設 備	179,080	災 害 復 旧 費 用 引 当 金	1,194,940
汽 力 発 電 設 備	377,973	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,498
原 子 力 発 電 設 備	230,008	資 産 除 去 債 務	154,094
送 電 設 備	569,910	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	173,885
変 電 設 備	253,411	そ の 他	1,309
配 電 設 備	699,964		42,281
業 務 設 備	128,164	流 動 負 債	1,192,581
そ の 他 の 電 気 事 業 固 定 資 産	32,345	1年以内に期限到来の固定負債	282,522
そ の 他 の 固 定 資 産	224,290	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	222,513
固 定 資 産 仮 勘 定	566,782	未 払 税 金	17,652
建 設 仮 勘 定 及 び 除 却 仮 勘 定	513,305	諸 前 受 金	305,379
原 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	22,700	災 害 復 旧 費 用 引 当 金	21,458
使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定	30,776	そ の 他	343,055
核 燃 料	173,371	引 当 金	79
装 荷 核 燃 料	30,591	渴 水 準 備 引 当 金	79
加 工 中 等 核 燃 料	142,779	負 債 合 計	3,946,670
投 資 そ の 他 の 資 産	373,836	株 主 資 本	690,102
長 期 投 資	117,035	資 本 金	251,441
退 職 給 付 に 係 る 資 産	6,597	資 本 剰 余 金	22,290
繰 延 税 金 資 産	130,205	利 益 剰 余 金	421,113
そ の 他	121,837	自 己 株 式	△ 4,742
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 1,840	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	9,556
流 動 資 産	916,510	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,607
現 金 及 び 預 金	274,771	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,708
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	231,967	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 907
棚 卸 資 産	91,520	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,341
そ の 他	319,169	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,807
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 918	非 支 配 株 主 持 分	79,321
		純 資 産 合 計	778,980
合 計	4,725,651	合 計	4,725,651

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,133,185	営業収益	2,104,448
電気事業営業費用	1,888,503	電気事業営業収益	1,840,306
その他事業営業費用	244,681	その他事業営業収益	264,142
営業損失	(28,737)		
営業外費用	26,041	営業外収益	5,573
支払利息	14,528	受取配当金	791
有価証券評価損	3,745	受取配当利息	303
持分法による投資損失	2,339	物品売却益	1,846
その他の	5,427	その他の	2,632
当期経常費用合計	2,159,227	当期経常収益合計	2,110,021
当期経常損失	49,205		
渴水準備金引当又は取崩し	79		
渴水準備金引当	79		
特別損失	26,484	特別利益	7,520
財産偶発損	45	有価証券売却益	7,520
災害特別損失	20,402		
インバランス収支還元損失	6,035		
税金等調整前当期純損失	68,248		
法人税等	35,755		
法人所得税等	7,302		
法人税等調整額	28,452		
当期純損失	104,003		
非支配株主に帰属する当期純利益	4,358		
親会社株主に帰属する当期純損失	108,362		

▶P.7

株主総会参考書類

▶P.35

事業報告

▶P.63

連結計算書類

▶P.65

計算書類

▶P.67

監査報告書

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	3,280,152	固 定 負 債	2,636,441
電気事業固定資産	810,762	社 債	1,180,000
水力発電設備	162,865	長期借入金	1,179,461
汽力発電設備	362,185	長期未払債務	293
原子力発電設備	230,979	リース債務	6,235
新エネルギー等発電設備	10,488	関係会社長期債務	4,047
業務施設	43,741	退職給付引当金	66,187
貸付施設	501	災害復旧費用引当金	7,495
附 帯 事 業 固 定 資 産	1,647	資産除去債務	173,176
事業外固定資産	2,256	雑固定負債	19,545
固定資産仮勘定	465,634	流 動 負 債	760,521
建設仮勘定	411,707	1年以内に期限到来の固定負債	275,336
除却仮勘定	450	コマシャル・ペーパー	100,000
原子力廃止関連仮勘定	22,700	買掛金	162,663
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	30,776	未払費用	53,760
核 心 燃 料	173,371	未払税金	32,286
装荷核燃料	30,591	未払り	4,487
加工中等核燃料	142,779	預り金	664
投 資 そ の 他 の 資 産	1,826,480	関係会社短期債務	73,397
長期投	85,356	関係会社前受	89
関係会社長期投資	1,612,850	災害復旧費用引当金	20,900
長期前払費用	31,567	雑流動負債	36,936
繰延税金資産	96,768	引 当 金	79
貸倒引当金(貸方)	△ 62	渴水準備引当金	79
流 動 資 産	648,774	負 債 合 計	3,397,043
現金及び預金	124,234	株 主 資 本	525,512
未払入金	154,749	資本剰余金	251,441
貯蔵品	43,793	資本準備金	26,657
前払費用	55,713	利益剰余金	252,237
関係会社短期債権	547	利益準備金	62,860
雑流動資産	234,968	その他利益剰余金	189,377
貸倒引当金(貸方)	35,247	繰越利益剰余金	189,377
	△ 479	自己株式	△ 4,824
合 計	3,928,926	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,371
		その他有価証券評価差額金	1,262
		繰延ヘッジ損益	5,108
		純 資 産 合 計	531,883
合 計	3,928,926	合 計	3,928,926

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

費用の部		収益の部	
科 目	金額	科 目	金額
営業費用	1,679,150	営業収益	1,566,203
電気事業営業費用	1,663,804	電気事業営業収益	1,551,044
水力発電費	34,267	電灯料	491,144
汽力発電費	549,252	電力料	685,185
原子力発電費	91,452	他社販売電力料	347,693
新エネルギー等発電費	7,859	賠償負担金相当収益	1,992
他社購入電力料	480,285	廃炉円滑化負担金相当収益	2,344
販売売費	32,621	電気事業雑収益	22,604
貸付設備費	4	貸付設備収益	80
一般管埋費	58,020		
接続供給託送料	401,414		
原子力廃止関連仮勘定償却費	1,423		
事業業税	7,513		
電力費振替勘定(貸方)	△ 314		
附帯事業営業費用	15,345	附帯事業営業収益	15,159
ガス供給事業営業費用	15,086	ガス供給事業営業収益	14,884
熱供給事業営業費用	259	熱供給事業営業収益	274
営業外損失	(112,946)	営業外収益	42,540
財務費用	14,525	財務収益	41,370
支払利息	14,095	受取配当金	33,473
社債発行費	429	受取利息	7,896
事業外費用	1,939	事業外収益	1,170
固定資産売却損失	8	固定資産売却益	65
雑損	1,930	雑収益	1,105
当期経常費用合計	1,695,615	当期経常収益合計	1,608,744
当期経常損失	86,871		
渴水準備金引当又は取崩し	79		
渴水準備金引当	79		
特別損失	23,876	特別利益	3,882
有価証券評価損	4,392	有価証券売却益	3,882
財産偶発費	33		
災害特別損失	19,449		
税引前当期純損失	106,944		
法人税等	4,939		
法人税等	△ 9,679		
法人税等調整額	14,618		
当期純損失	111,883		

▶P.7

株主総会参考書類

▶P.35

事業報告

▶P.63

連結計算書類

▶P.65

計算書類

▶P.67

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

東北電力株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大倉 克俊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 克宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東北電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、従来、会社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より主として定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、

その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

東北電力株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 志村 さやか

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大倉 克俊

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 克宏

▶P.7

株主総会参考書類

▶P.35

事業報告

▶P.63

連結計算書類

▶P.65

計算書類

▶P.67

監査報告書

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東北電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、従来、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、そ

他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決定書等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

東北電力株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 加藤 公樹 ㊟

監査等委員 宮原 育子 ㊟

監査等委員 小林 一生 ㊟

監査等委員 井手 明子 ㊟

(注) 監査等委員宮原育子、小林一生および井手明子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

—メモ—

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

－メモ－

▶P.1

招集
ご通知

▶P.7

株主
総会
参考
書類

▶P.35

事業
報告

▶P.63

連結
計算
書類

▶P.65

計算
書類

▶P.67

監査
報告
書

—メモ—

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

－メモ－

▶P.1

招集ご通知

▶P.7

株主総会参考書類

▶P.35

事業報告

▶P.63

連結計算書類

▶P.65

計算書類

▶P.67

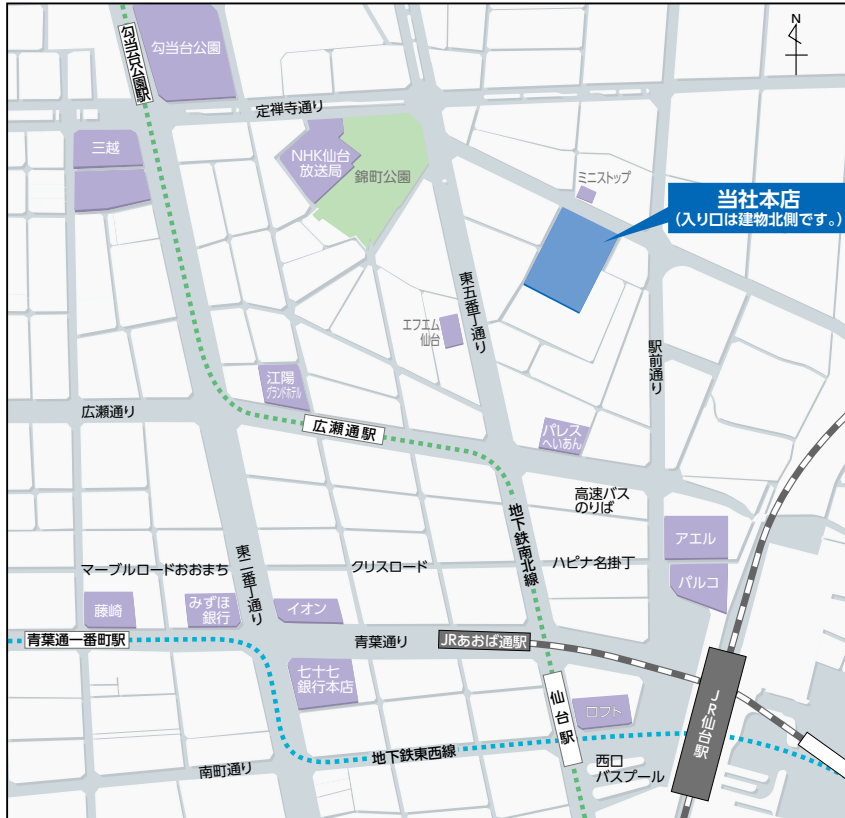
監査報告書

株主総会会場ご案内

会 場 仙台市青葉区本町一丁目7番1号 当社本店

※開催会場は、昨年同様当社本店となります。

会場付近略図



○駐車場はご利用いただけませんので、公共交通機関等をご利用願います。

交 通	J	R	線	仙台駅から徒歩約10分
				あおば通駅から徒歩約10分
	地	下	鉄	広瀬通駅から徒歩約9分（最寄りの出口は東2）
				仙台駅から徒歩約10分（最寄りの出口は北6）
				勾当台公園駅から徒歩約13分（最寄りの出口は南4）